

中分類 23- 非鉄金属

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2341 電線・ケーブル（光ファイバケーブルを除く）		
2341 11 銅荒引線		t
2341 12 銅裸線	丸線、トロリ線、平角線、より線、銅編組線、銅合金線、銅覆鋼線等	t
2341 13 銅被覆線	コード、船用線、キャブタイヤ、機ひも、カンブリック線、屋外ビニル線、屋内ビニル線、ビニルコード、制御用ビニル線、通信用ビニル線、制御用ポリエチレン線、クロロプロレン配電線、クロロプロレンロ出線、クロロプロレンキャブタイヤ、ブチルゴム線等	導体 t
2341 14 卷線	綿・絹巻線、ガラス巻線、紙巻線、エナメル線、ホルマール線、ポリエステル線、合成エナメル線等	導体 t
2341 15 電力ケーブル	ベルト形紙ケーブル、S L形紙ケーブル、ガス圧ケーブル、O Fケーブル、パイプ形ケーブル、ポリエチレン電力ケーブル、ブチルゴム電力ケーブル等	導体 t
2341 16 通信ケーブル	市内ケーブル、市外ケーブル、搬送ケーブル、プラスチック市内ケーブル、プラスチック市外ケーブル、プラスチック高周波同軸ケーブル、プラスチック局内ケーブル、幹線用同軸ケーブル等	導体 t
● 導体トン（導体t）： 電線、電力ケーブルなどの被覆部分を除いた重量です。		
2341 17 アルミニウム荒引線		t
2341 18 アルミニウム線（アルミニウム荒引線を除く）		t
2341 91 電線・ケーブル（賃加工）		-
★2342 光ファイバケーブル（通信複合ケーブルを含む）		
2342 11 光ファイバコード（心線を含む）		-
2342 12 光ファイバケーブル（複合ケーブルを含む）	光架空地線、通信複合ケーブル	-
注：石英系光ファイバ素線は211713、プラスチック系光ファイバ素線は183111に分類される。電力ケーブルと複合した光複合ケーブルは234212に分類される。		
2342 91 光ファイバケーブル（賃加工）		-
★2351 銅・同合金鋳物（ダイカストを除く）		
2351 11 銅・同合金鋳物		t
2351 91 銅・同合金鋳物（賃加工）		-

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2352 非鉄金属鋳物（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）		
2352 11 アルミニウム・同合金鋳物		t
2352 19 その他の非鉄金属鋳物	亜鉛鋳物、マグネシウム鋳物等	-
2352 91 非鉄金属鋳物（賃加工）		-
★2353 アルミニウム・同合金ダイカスト		
2353 11 アルミニウム・同合金ダイカスト		t
2353 91 アルミニウム・同合金ダイカスト（賃加工）		-
★2354 非鉄金属ダイカスト（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）		
2354 11 亜鉛ダイカスト		t
2354 19 その他の非鉄金属ダイカスト	銅ダイカスト、マグネシウムダイカスト等	-
2354 91 非鉄金属ダイカスト（賃加工）		-
★2355 非鉄金属鍛造品		
2355 11 非鉄金属鍛造品		-
2355 91 非鉄金属鍛造品（賃加工）		-
★2391 核 燃 料		
2391 11 核燃料	核燃料成形加工（濃縮、再処理を含む）	-
2391 91 核燃料（賃加工）		-
★2399 他に分類されない非鉄金属		
2399 11 銅・同合金粉		-
2399 12 アルミニウム・同合金粉		-
2399 19 その他の非鉄金属・同合金粉	金・銀・同合金粉等	-
2399 21 銅、鉛、亜鉛、ニッケル、すず等粗製品	マット、焼鉱、煙灰、銅さい、鉛さい、亜鉛さい、ニッケルさい、貴金属粗製品、チタン粗製品等	-
注：粗銅は231111に分類される。		
2399 29 その他の非鉄金属製品	シリコンウェハ（表面研磨を行う前のスライスをしただけのもの）、非鉄金属シャーリング等	-
注：シリコンウェハ（表面研磨をしたもの）は289913に分類される。		
2399 91 他に分類されない非鉄金属（賃加工）		-
金 屬 く ず		
2399 31 非鉄金属くず		-
く ず ・ 廃 物		
7366 00 製造工程からでたくず・廃物		-

中分類 24—金属製品

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2411 ブリキ缶・その他めっき板等製品					
2411 11 18 リットル缶		t	2423 14 はさみ		—
2411 12 食缶（缶詰用缶） 飲料用缶等		t	2423 15 工具 のみ、かんな、きり、金づち、まさかり、 おの、ギムネ、彫刻刀等		—
2411 19 その他のめっき板製容器 アイスクリーム缶、取枠、巻枠、牛乳輸送 用容器、ケーシング、パッケージ、化粧用 容器、エアゾール缶等		—	2423 16 つるはし、ハンマ、ショベル、スコップ、 バール（園芸用を含む）		—
注1：打抜プレス加工製品は245111～245219に 分類される。			2423 19 その他の利器工具、手道具 缶切、かつお節削り器、つめ切、石工用手 道具、こて、とび口、宝石加工手道具等		—
注2：アルミニウム製飲料用缶の製造は245113 に分類される。			2423 91 利器工具・手道具（賃加工）		—
2411 29 その他のめっき板製品 バケツ等		—			
2411 91 ブリキ缶・その他めっき板等製品（賃 加工）		—			
★2421 洋食器					
2421 11 食卓用ナイフ・フォーク・スプーン（め っき製を含む）		—	2424 11 作業工具 レンチ、ペンチ、ドライバ、ヤットコ、万 力（バイス）、スパン、プライヤ、金床、 パイプねじ切器、手動研磨機、トーチラン プ、携帯電気ドリル用チャック等		—
注：貴金属製又は貴金属めっきのナイフ・フォ ーク・スプーンは321911に分類される。			注1：刃物、工具、手道具は242311～242319、 農業用器具は242611、のこぎりは242511 に分類される。		—
2421 19 その他の洋食器 盆、食器等		—	注2：ジャッキ（自動車用）は272112に分類され る。		—
2421 91 洋食器（賃加工）		—			
★2422 機械刃物					
注：機械工具は2664に分類される。			2424 12 やすり 注1：ライター用やすりは249919に、研磨布紙は 217311に分類される。		—
2422 11 鋼板せん断用刃物（シャープレード）		—	注2：目立、目付等は242491に分類される。		—
2422 12 合板・木材加工機械用刃物		—			
2422 19 その他の機械刃物 たばこ製造機械用刃物、製紙・繊維工業用 刃物、製本機械用刃物、セルロイド製造機 械用刃物、抜型等		—	2424 91 作業工具（賃加工）		—
2422 91 機械刃物（賃加工）		—			
★2423 利器工具・手道具（やすり、のこぎり、食 卓用刃物を除く）					
注1：やすりは242412、のこぎりは242511、の こ刃は242512、242519、食卓用ナイフは 242111に分類される。			★2425 手引のこぎり・のこ刃		
注2：理髪用はさみは242311に、医療用はさみは 274111に、農業用はさみは242611に分類さ れる。			2425 11 手引のこぎり 2425 12 金切のこ刃 2425 19 その他ののこ刃 製材用のこ刃、糸のこ刃等		—
2423 11 理髪用刃物 バリカン、日本カミソリ、西洋カミソリ、 安全カミソリ（替刃を含む）、理髪用はさ み等		—	2425 91 手引のこぎり・のこ刃（賃加工）		—
2423 12 ほう丁		—			
2423 13 ナイフ類 ポケットナイフ、カッターナイフ、狩猟用 ナイフ等		—	★2426 農業用器具（農業用機械を除く）		
注：土木工事用器具、園芸用器具は2423に分類さ れる。			2426 11 農業用器具 くわ、すき、かま、マニアホーク、移植こ て、まぐわ、ホー、大がま、耕作用具、養 蚕用機器・養きん用機器・養蜂機器（金属 製）、農業用はさみ等		—
注：土木工事用器具、園芸用器具は2423に分類さ れる。			注：土木工事用器具、園芸用器具は2423に分類さ れる。		—
			2426 12 農業用器具部分品 2426 91 農業用器具・同部分品（賃加工）		—

中分類 24-金属製品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2429 その他の金物類					
2429 11 錠、かぎ シリンダ錠、南京錠、手錠、電子ロック、合鍵、クレセント等	-		2433 11 溫風暖房機（熱交換式のもの） ガス温風暖房機等	-	台
2429 12 建築用金物 ドアーチェック、ブラケット、丁番、ハンドル、戸車等	-		2433 12 溫水ボイラ 注：工業用ボイラは2511に分類される。	-	台
2429 13 架線金物 送変電用、配電用等	-		2433 13 放熱器、ユニットヒータ 注：自動車用ラジエータは311314に分類される。	-	
2429 19 他に分類されない金物類 家具用金具、馬具用金具、トランク用金具、小箱用金具、車両用金具、袋物用金具、キヤスター等	-		2433 91 溫風・温水暖房装置（賃加工）	-	
注1：くぎ、靴くぎは2471に分類される。 注2：カーテンレールは139211に分類される。					
2429 91 その他の金物類（賃加工）	-				
★2431 配管工事用附属品（バルブ、コックを除く）					
2431 11 金属製管継手 エルボー、チー、ソケット、ニップル、フランジ等	-		2439 11 暖房用・調理用器具 こんろ、石炭ストーブ、温水器、蒸気釜等	-	
注1：可鍛鋳鉄製鉄管継手は225212に分類される。 注2：蛇口は全て259213に分類される。			2439 12 太陽熱利用機器 太陽熱温水器、太陽熱集熱器等	-	
2431 12 金属製衛生器具 シャワー、手洗用給水器、ロータンク等	-		2439 19 その他の暖房・調理装置部分品 注：電気機械器具は2931、2939、ガス機器、石油機器は2432に分類される。	-	
2431 13 その他の配管工事用附属品 ノズル、噴水口、排水管、止め栓等	-		2439 91 その他の暖房・調理装置・同部分品（賃加工）	-	
2431 91 配管工事用附属品（賃加工）	-				
★2432 ガス機器・石油機器					
注：家庭用、営業用を含む。			★2441 鉄骨		
2432 11 ガスこんろ	台		2441 11 鉄骨	t	
2432 12 ガス風呂釜（バーナ付の一体のものを含む）	台		2441 12 軽量鉄骨	t	
2432 13 ガス湯沸器	台		2441 91 鉄骨（賃加工）	-	
2432 14 ガス炊飯器	台				
2432 19 その他のガス機器（温風暖房機を除く） ガスレンジ、ガストーブ、ガス風呂用バーナ、ガス冷蔵庫、ガスグリル等	-		★2442 建設用金属製品（鉄骨を除く）		
2432 21 石油ストーブ 石油ストーブ、石油ファンヒータ等	-		2442 11 橋りょう	t	
2432 29 その他の石油機器（温風暖房機を除く） 石油こんろ、石油風呂釜、石油風呂用バーナ、石油給湯器等	-		2442 12 鉄塔	t	
2432 31 ガス機器・石油機器の部分品・附属品	-		2442 13 水門	t	
2432 91 ガス機器・石油機器・同部分品・附属品（賃加工）	-		2442 19 その他の建設用金属製品 メタルフォーム（鋼製型枠）、はしご（可搬式のものを除く）、水圧鉄管、浮ドック、浮さん橋、ガードレール、鋼管（ベンディングロール成型によるもの）、階段、鋼板煙突、グレーチング等	-	
注：板金製タンクは244611に、板金製煙突は244619に分類される。			注：板金製タンクは244611に、板金製煙突は244619に分類される。		
			2442 91 建設用金属製品（賃加工）	-	
★2443 金属製サッシ・ドア					
注：建築用金物は242912に分類される。			★2444 その他の機械器具		
2443 11 住宅用アルミニウム製サッシ	-		2444 11 その他の機械器具 注：機械器具は244411に分類される。	-	
2443 12 ビル用アルミニウム製サッシ	-		2444 12 その他の機械器具 注：機械器具は244412に分類される。	-	
2443 19 その他のアルミニウム製サッシ	-		2444 19 その他の機械器具 注：機械器具は244419に分類される。	-	
2443 21 アルミニウム製ドア	-		2444 21 その他の機械器具 注：機械器具は244421に分類される。	-	
2443 22 金属製サッシ・ドア	-		2444 22 その他の機械器具 注：機械器具は244422に分類される。	-	
2443 91 金属製サッシ・ドア（賃加工）	-		2444 91 その他の機械器具 注：機械器具は244491に分類される。	-	

中分類 24-金属製品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2444 鉄骨系プレハブ住宅			2451 11 アルミニウム製機械部分品（機械仕上げ をしないもの） 自動車車体部品、医療機械部品、電気機械 部品、一般機械部品等		-
2444 11 鉄骨系プレハブ住宅	注 1 : 気泡コンクリート板と鉄骨フレーム併用の プレハブ住宅を含む。 注 2 : ユニット系プレハブ住宅は329914に分類さ れる。	-	2451 12 アルミニウム製台所・食卓用品 注：アルミホイル（圧延しているもの）は233213 のアルミニウムはくに分類される。		-
2444 12 ユニットハウス	金属製組立家屋（プレハブ住宅を除く）、 組立家屋材料（金属製）（プレハブ住宅を 除く）	-	2451 13 アルミニウム製飲料用缶		-
2444 91 鉄骨系プレハブ住宅（賃加工）		-	2451 19 その他の打抜・プレス加工アルミニウム・ 同合金製品 アルミ王冠等		-
★2445 建築用金属製品（サッシ、ドア、建築用 金物を除く）			2451 91 打抜・プレス加工アルミニウム・同合金 製品（賃加工）		-
2445 11 メタルラス		-	★2452 金属プレス製品（アルミニウム・同合金を除 く）		
2445 12 シャッタ		-	注：プレスした機械部分品のうち、プレスし放し のものは245211に、プレス後、切削、穴明、 研磨等の機械加工を行ったものは、各々の部 分品・取付具・附属品に分類される。ただ し、245212～245219については、プレス後の 機械加工の有無を問わない。		
2445 13 建築用板金製品		-	2452 11 打抜・プレス機械部分品（機械仕上げを しないもの） 自動車車体部品、医療機械部品、電気機械 部品、一般機械部品等		-
	ベンチレータ、天窓、雨戸、とい、雪止等		2452 12 王冠		-
2445 19 その他の建築用金属製品		-	2452 19 その他の打抜・プレス金属製品 ほうろう素地、湯たんぼ、懐炉、便器、台 所用品、食卓用品等		-
	装飾用金属製品、化粧棚、カーテンウォ ール、金属製物置、金属製日よけ等		2452 91 打抜・プレス加工金属製品（賃加工）		-
2445 91 建築用金属製品（賃加工）		-	★2453 粉末や金製品		
★2446 製缶板金			2453 11 粉末や金製品 超硬チップ、機械部分品（粉末や金による もの）等		-
	注 1 : ブリキ製品は241111～241129に分類 される。		注 1 : 焼結の行為が必要。		
	注 2 : 容量400リットル未満はドラム缶・コン テナに分類し、400リットル以上はタン クに分類される。		注 2 : 磁性材部品は289911に、粉末や金以外の超 硬工具は266412に分類される。		
2446 11 板金製タンク		t	2453 91 粉末や金製品（賃加工）		-
2446 12 高圧容器（ポンベ）		t			
2446 13 ドラム缶	注：ドラム缶の更生品は249919に分類される。	t			
2446 14 コンテナ		-	★2461 金属製品塗装		
2446 19 その他の製缶板金製品		-	2461 91 金属製品塗装・エナメル塗装・ラッカ ー塗装（賃加工）		-
	板金製容器、板金パイプ、重ね板、板金製 煙突、ダクト、浴槽、流し台上部、まき・ コークス・石炭用風呂釜等		★2462 溶融めっき（表面処理鋼材めっきを除く）		
2446 91 製缶板金製品（賃加工）		-	2462 91 溶融めっき（賃加工） 亜鉛・すずめっき（成形品に行うもの）		-
2446 92 金属板加工（賃加工）	溶断、折り曲げ、ろう付き、溶接等	-	注：鋼材めっきは2241、2249に分類される。		
	注：製造加工の一工程として他事業所のために溶 接のみを行う事業所は、当該製品の賃加工に 分類されるが、各種の溶接を行うため主な製 品の判定ができない事業所は、一括して2446 92に分類される。なお、修理のために行う溶 接は非製造業（修理業）となる。		★2463 金属彫刻		
★2451 アルミニウム・同合金プレス製品			2463 11 金属彫刻品 なつ染ロール彫刻等		-
	注：プレスした機械部分品のうち、プレスし放し のものは245111に、プレス後、切削、穴明、 研磨等の機械加工を行ったものは、各々の部 分品・取付具・附属品に分類される。ただ し、245112～245119については、プレス後の 機械加工の有無を問わない。		2463 91 金属彫刻（賃加工）		-

中分類 24—金屬製品

数量単位名が「一」となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 貨加工品番号	製造品名及び貨加工品名	数量単位名	製造品番号及び 貨加工品番号	製造品名及び貨加工品名	数量単位名
★2464 電気めっき（表面処理鋼材めっきを除く）				鉄、丸くぎ、かすがい、バイク、ボル ネジ等	
2464 91 電気めっき（貨加工）				注：時計用ねじは323121に分類される。	
	注：鋼材めっきは2241、2249に分類される。				
★2465 金属熱処理			2481 91 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木 ねじ等（貨加工）		
2465 11 金属熱処理品					
	機械部品・鋼材・非鉄金属熱処理品等				
2465 91 金属熱処理（貨加工）					
★2469 その他の金属表面処理			★2491 金庫		
2469 19 その他の金属表面処理			2491 11 金庫		
	金属腐食加工品、金属張加工品、アルマイ ト加工品等		2491 12 金庫の部分品・取付具・附属品		
2469 91 陽極酸化処理（貨加工）			注：錠、かぎは242911に分類される。		
2469 92 金属張り（貨加工）			2491 91 金庫・同部分品・取付具・附属品（貨 加工）		
2469 93 金属研磨、電解研磨、シリコン研磨（貨 加工）					
	プラスチック加工等				
2469 94 その他の金属表面処理（貨加工）			★2492 金属製スプリング		
	パーカーライジング、防錆処理加工等		2492 11 かさね板ばね		
★2471 くぎ			2492 12 つるまきばね		
2471 11 鉄丸くぎ		t	注：熱間成形のもの。		
	建築用、荷造り用等		2492 13 線ばね		
2471 12 鉄特殊くぎ		t	注：冷間成形のもの。		
	スクリューくぎ、二重頭くぎ、コンクリー トくぎ、ステンレスくぎ、亜鉛めっきくぎ、 カラーくぎ、ケミカルくぎ、トチカン等		2492 14 うす板ばね		
2471 19 その他のくぎ			ぜんまいばね、がん具用ばね等		
	非鉄金属製くぎ、馬でいくぎ、船くぎ、銅 くぎ等		2492 19 その他のばね		
2471 91 くぎ（貨加工）			ねぢり棒ばね、ばね座金、ワイヤスプリ ング等		
★2479 その他の金属線製品			注：時計用ばねは323121に分類される。		
2479 11 鉄製金網（溶接金網、じやかごを含む）		t	2492 91 金属製スプリング（貨加工）		
	ビニル被覆金網、ステンレス金網等				
2479 12 非鉄金属製金網		t	★2499 他に分類されない金属製品		
2479 13 ワイヤロープ（鋼より線を含む）		t	2499 11 金属製パッキン、ガスケット（非金属併 用を含む）		
2479 14 P C 鋼より線		t	2499 12 金属板ネームプレート		
2479 15 溶接棒		t	2499 13 フレキシブルチューブ		
2479 19 他に分類されない線材製品			2499 14 金属製押出しチューブ		
	有刺鉄線、ワイヤーチェーン、ワイヤラス、 ビニル被覆鉄線、台所用品（ざる等）、ハ ンガー（金属製）、自動車用タイヤチエ ン、たが等		2499 15 金属はく（打ちはく）		
2479 91 その他の金属線製品（貨加工）			注：圧延による金属はくは中分類-23非鉄金属 に分類される。		
★2481 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等			2499 19 その他の金属製品		
2481 11 ボルト、ナット		t			
2481 12 リベット		t	アセチレンランプ、石油ランプ、ガスラン プ、カンテラ、ベル、ゴング、空き缶から の更生鉄板、木炭アイロン、こん包用帶鉄、 剣山、ドラム缶更生品、18リットル缶更生 品、ライター用やすり、玉鎖、金属反射鏡、 はしご（可搬式のもの）、保安帽（帽体）、 脚立、硬貨等		
2481 13 座金（ワッシャ）			注：電気照明器具は294211～294221に分類 される。		
2481 14 木ねじ、小ねじ、押しぬじ			2499 91 他に分類されない金属製品（貨加工）		
2481 19 その他のボルト・ナット等関連製品					
	ターンバッフル、トングルボルト、割ピン、				

中分類 25ーはん用機械器具

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2511 ボイラ			★2521 ポンプ・同装置		
	注：温水ボイラは243312に分類される。			注1：消防用ポンプ、舶用ポンプを含む。	
2511 11 煙管ボイラ	台		2521 11 単段式うず巻ポンプ（タービン形を含む）	台	
2511 12 水管ボイラ	台		2521 12 多段式うず巻ポンプ（タービン形を含む）	台	
2511 19 その他のボイラ（温水ボイラを除く）	一		2521 13 耐しょく性ポンプ（化学工業用特殊ポンプ）	台	
丸ボイラ、鋳鉄製ボイラ等			2521 14 家庭用電気ポンプ	台	
2511 21 ボイラの部分品・取付具・附属品	一		2521 19 その他のポンプ	一	
2511 91 ボイラ・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	一		斜流ポンプ、軸流ポンプ、回転ポンプ、往復ポンプ、深井戸ポンプ、水中ポンプ、手動ポンプ等		
★2512 蒸気機関・タービン・水力タービン（舶用を除く）			2521 21 ポンプ、同装置の部分品・取付具・附属品	一	
2512 11 蒸気タービン	台		2521 91 ポンプ・同装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	一	
	注：舶用蒸気タービンは313419に分類される。				
2512 19 その他のタービン	一				
水力タービン、ガスタービン、フランシス タービン、プロペラタービン、ペルトンタ ービン、斜流タービン等					
2512 21 蒸気機関・タービン・水力タービンの部 分品・取付具・附属品	一				
2512 91 蒸気機関・タービン・水力タービン・同 部分品・取付具・附属品（賃加工）	一				
★2513 はん用内燃機関			★2522 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機		
	注1：舶用は313411～313419に、航空機用は 314211に、自動車用、二輪自動車用は 311311～311314に分類される。		2522 11 往復圧縮機	台	
	注2：内燃機関電装品は2922の各々に分類され る。		2522 12 回転圧縮機	台	
2513 11 はん用ガソリン・石油機関（はん用ガス 機関を含む）	台		2522 13 遠心圧縮機、軸流圧縮機	台	
2513 12 はん用ディーゼル機関	台		2522 14 遠心送風機	台	
2513 13 はん用内燃機関の部分品・取付具・附 属品	一		2522 15 軸流送風機	台	
2513 91 はん用内燃機関・同部分品・取付具・附 属品（賃加工）	一		2522 19 その他の送風機	一	
			回転送風機、ふいご、排風機等		
			2522 22 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機の部 分品・取付具・附属品	一	
			2522 91 空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機・同部 分品・取付具・附属品（賃加工）	一	
★2519 その他の原動機			★2523 油圧・空圧機器		
2519 11 原子動力炉、同部分品・取付具・附属品	一		2523 11 油圧ポンプ	台	
2519 19 他に分類されない原動機	一		2523 12 油圧モータ	台	
風力機関、圧縮空気機関、水車（水力タ ービンを除く）、特殊車両用エンジン等			2523 13 油圧シリンダ	台	
2519 91 その他の原動機（賃加工）	一		2523 14 油圧バルブ	一	
			2523 19 その他の油圧機器	一	
			蓄圧機、増圧機、油圧アキュムレータ、油 圧フィルタ等		
			2523 21 油圧機器の部分品・取付具・附属品	一	
			2523 31 空気圧機器（空気圧ユニット機器を含む）	一	
			空気圧フィルタ、空気圧シリンダ、空気圧 ルブリケータ等		
			2523 32 空気圧機器の部分品・取付具・附属品	一	
			2523 91 油圧・空気圧機器・同部分品・取付具・ 附属品（賃加工）	一	

中分類 25ーはん用機械器具

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2531 動力伝導装置（玉軸受、ころ軸受を除く）		
	注：玉軸受は259411又は259412に、ころ軸受は259413に分類される。	
2531 11 変速機	ギヤードモータ、チェーンモータ、歯車減速機、チェーン減速機、流体トルクコンバータ、增速機、モータブーリ等	—
2531 12 歯車（プラスチック製を含む）	円筒歯車、かさ歯車、ウォームギヤ、ラック、内歯車、スプロケット等	—
2531 13 ローラチェーン	動力伝導用鎖（機械用、オートバイ用、自転車用）	—
	注：自動車内燃機関用タイミングチェーンは311314に分類される。	
2531 19 その他の動力伝導装置	平軸受、逆転機、クラッチ、カップリング、滑車、軸けい類、操舵機、ベルト調車等	—
2531 21 動力伝導装置の部分品・取付具・附属品		—
2531 91 動力伝導装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—
★2532 エレベータ・エスカレータ		
2532 11 エレベータ	電動エレベータ、油圧エレベータ、手動エレベータ、家庭用エレベータ等	—
	注：自動車用エレベータは259619に分類される。	
2532 12 エスカレータ	注：動く歩道を含む。	—
2532 13 エレベータ・エスカレータの部分品・取付具・附属品		—
2532 91 エレベータ・エスカレータ・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—
★2533 物流運搬設備		
2533 11 天井走行クレーン		台
2533 19 その他のクレーン	ジブクレーン、橋形クレーン、円形クレーン、ケーブルクレーン、デリック、ロコモチブクレーン、槌形クレーン、フローチングクレーン、ローダ、アンローダ等	—
2533 21 卷上機	舶用ワインチ、ホイスト、チェーンブロック、ウィンドラス、キャブスタン等	—
2533 22 コンベヤ	チェーンコンベヤ、ベルトコンベヤ、ローラコンベヤ、バケットコンベヤ、ニューマチックコンベヤ、スクリューコンベヤ、空気コンベヤ等	—

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2533 29 その他の物流運搬設備		
	索道、ロープウェイ、カーダンパ、ターンテーブル、動力ジャッキ、トラバーサ、ダムウェータ、カープッシュヤー、カープラー、リフト等	—
	注：自動立体倉庫装置で、各品目に分割できないユニット製品は、ここに分類される。	
2533 31 物流運搬設備の部分品・取付具・附属品		—
2533 91 物流運搬設備・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—

★2534 工業窯炉

注：電気炉は292912に分類される。

2534 11 工業窯炉	溶解炉、混銑炉、均熱炉、加熱炉、陶磁器・土器・ほうろう焼成窯、キュポラ等	—
2534 12 工業窯炉の部分品・取付具・附属品		—
2534 91 工業窯炉・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—

★2535 冷凍機・温湿調整装置

注：民生用電気冷蔵庫は293113に、ウインド形・セパレート形エアコンディショナは293213に、カーカーラ、カーエアコンは311318に、除湿器（民生用）は293219に分類される。

2535 11 冷凍機	往復動式冷凍機、回転式冷凍機、遠心式冷凍機、吸収式冷凍機、コンデンシングユニット等	台
2535 12 冷凍・冷蔵用ショーケース（冷凍陳列棚を含む）		台
2535 13 エアコンディショナ（ウインド形、セパレート形を除く）	パッケージ形エアコンディショナ等	台
2535 19 その他の冷凍機応用製品	冷水機、除湿器（民生用を除く）等	—
2535 21 冷却塔		—
2535 22 冷凍装置	冷蔵装置、凍結装置、製氷装置等	—
2535 23 冷凍機・温湿調整装置の部分品・取付具・附属品		—
2535 91 冷凍機・温湿調整装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—

中分類 25ーはん用機械器具

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★2591 消火器具・消火装置

注：消防用ポンプは252111～252119に分類される。

2591 11	消防器具、消火装置（消防自動車のぎ装品を含む）	-
2591 12	消防器具・消火装置の部分品・取付具・附属品	-
2591 91	消防器具・消火装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-

★2592 弁・同附属品

注：油圧バルブは252314に、自動車用バルブは311329に、自転車用バルブは319116に、航空機用バルブは314919に分類される。

2592 11	高温・高圧バルブ	t
2592 12	自動調整バルブ	t
2592 13	給排水用バルブ・コック 給水せん、止水せん、分水せん、排水トラップ、蛇口等	t
2592 14	一般用バルブ・コック ステンレス鋼製バルブ、鋳鋼製バルブ、鍛鋼製バルブ、鋳鉄製バルブ、青銅製バルブ等	-
2592 15	バルブ・コック附属品	-
2592 91	弁・同附属品（賃加工）	-

★2593 パイプ加工・パイプ附属品

注1：機械用金属製パイプ加工品に限る。

注2：配管用パイプは243113に分類される。

注3：金属製家具のパイプ加工品のうち板金パイプは244619に、板金以外のパイプは249919に分類される。

2593 11	切断、屈曲、ねじ切等パイプ加工品（機械用金属製パイプ加工品）	-
2593 91	切断・屈曲・ねじ切等パイプ加工（賃加工）	-

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★2594 玉軸受・ころ軸受

注1：プラスチック製を含む。

注2：平軸受は253119に分類される。

2594 11	ラジアル玉軸受（軸受ユニット用を除く）	-
2594 12	その他の玉軸受（軸受ユニット用を除く）	-
2594 13	ころ軸受（軸受ユニット用を除く）	-
2594 14	軸受ユニット	-
2594 15	玉軸受・ころ軸受の部分品 軸受用玉、軸受用保持器、軸受用ころ等	-
2594 91	玉軸受・ころ軸受・同部分品（賃加工）	-

★2595 ピストンリング

2595 11 ピストンリング

2595 91 ピストンリング（賃加工）

★2596 他に分類されないはん用機械・装置

2596 11 重油・ガス燃焼装置（軽油を含む）

注：ボイラ用、工業窯炉用に限る。

2596 19	その他のはん用機械・同装置 自動給炭装置、潤滑装置、上水道処理装置、 潜水装置、駐車装置、自動車用代燃装置、 電線巻取機、旋回窓、自動車用エレベータ、 産業用焼却炉等	-
2596 29	他に分類されないはん用機械・同装置の 部分品・取付具・附属品	-
2596 91	他に分類されないはん用機械・同装置・ 同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-

★2599 各種機械・同部分品製造修理（注文製造・修理）

2599 19 他に分類されない各種機械部分品

2599 91 他に分類されない各種機械部分品（賃加工）

金 属 く ズ

2211 68 鉄くず

2399 31 非鉄金属くず

く ズ ・ 廃 物

7566 00 製造工程からでたくず・廃物

中分類 26－生産用機械器具

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2611 農業用機械（農業用器具を除く）					
	注1：建設用トラクタは262121に分類される。 注2：農業用器具は2426に分類される。				
2611 11 動力耕うん機、歩行用トラクタ（エンジンなしのもの及びガーデントラクタを含む）	台		2621 15 アスファルト舗装機械	台	
2611 12 農業用トラクタ	台		アスファルトプラント、アスファルトミキサ、アスファルトフィニッシャ、アスファルト散布機等		
2611 19 その他の整地用機器	一		2621 16 コンクリート機械	台	
すき、プラウ、碎土機、ハロー、リッジヤー、鎮圧機等			バッチャープラント、コンクリートミキサ、コンクリートポンプ、コンクリートプレーサ、セメントガン、コンクリート舗装機械、コンクリートカッタ、コンクリートバイブレータ等		
2611 21 噴霧機、散粉機	一		2621 17 基礎工事用機械	台	
2611 22 田植機	台		くい打機、くい抜機、グラウトポンプ、アースオーガ等		
2611 29 その他の栽培用・管理用機器	一		2621 18 せん孔機	台	
施肥機、は種機、除草機、カルチベータ、プロワースプレーヤ、芝刈機、散水機、簡易揚水機（ポンプを除く）、肥料散布機、土入機等			ワゴンドリル、ドリルジャンボ、ボーリングマシン、さく井機、チャンドリル等		
2611 31 農業用乾燥機	台		2621 21 建設用トラクタ	台	
2611 32 コンバイン	台		2621 22 ショベルトラック	台	
2611 39 その他の収穫調整用機器	一		2621 31 さく岩機	台	
脱穀機、粒すり機、稻麦刈取機、牧草用機械、とうみ、万石、米選機、選果機等			ハンドハンマ、ドリフタ、ストーパ、コールピック、ジャックハンマ、オーガコールカッタ、油圧ブレーカ、コンクリート解体機等		
2611 41 飼料機器	一		2621 32 破碎機	一	
飼料裁断機、飼料粉碎器、飼料配合機等			ジョークラッシャ、ジャイレトリクラッシャ、コーンクラッシャ、ロールクラッシャ、インパクトクラッシャ、ハンマークラッシャ等		
2611 49 その他の農業用機械	一		2621 33 摩碎機、選別機	一	
株切機、溝しゅん機、わら加工用機械、農業用自動爆音機、育すう装置、ふ卵装置等			ローラミル、スタンプミル、タンブリングミル、インパクトミル、エアーミル、タワーミル、ロッドミル、ボールミル、エアロフォールミル、ロックシルミル、バイブレーティングミル、とうた盤、とうた機、浮遊選別機、磁気選別機、ジグ、重液選別機等		
2611 51 農業用機械の部分品・取付具・附属品	一		2621 34 破碎機・摩碎機・選別機の補助機	一	
2611 52 農業用トラクタの部分品・取付具・附属品	一		ふるい分機、分級機、フィーダ、ウォッシャ、カラーコン、シックナ、ウェットサイクロン等		
2611 91 農業用機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	一		2621 39 その他の建設機械・鉱山機械	一	
	注：トラッククレーンのクレーン部分のみは253319に分類される。		ホーベル、シャープナ、トラックミル、ポータブルクラッキングプラント、破断機、タンバーカ、鉄柱（非鉄金属製を含む）、カッパ等		
2621 14 整地機械	台		2621 41 建設機械・鉱山機械の部分品・取付具・附属品	一	
スクレーパ、グレーダ、ローラ、ランマ、タンパ、スタビライザ等			2621 42 建設用トラクタの部分品・取付具・附属品	一	
			2621 91 建設機械・鉱山機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	一	

中分類 26—生産用機械器具

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
-------------------	-------------	-------

★2631 化学繊維機械・紡績機械

注：化学繊維機械・紡績機械の部分品・取付具・附属品は263411に分類される。

2631 11 化学繊維機械	紡糸機、後処理機械、延伸ねん糸機等	-
2631 19 その他の紡績関連機械	精紡機、カード、蚕糸機械、製綿機械、精織機械、混打綿機械、洗毛機械、化炭機械、反毛機械、前紡機械、粗紡機械、合ねん糸機械、紡績用準備機、仮より機等	-
2631 91 化学繊維機械・紡績機械（賃加工）		-

★2632 製織機械・編組機械

注：製織機械・編組機械の部分品・取付具・附属品は263412に分類される。

2632 11 エアジェットルーム織機、ウォータージエットルーム織機		-
2632 19 その他の織機	毛織機、麻織機、タオル織機、帆布織機、重布織機、二重ビロード織機、テープ・リボン織機等	-
2632 21 ニット機械	よこ編機、丸編機、靴下編機、たて編機等	-
2632 29 その他の編組機械	製網機、レース機、編ひも機、製綱機、刺しゅう機械等	-
2632 31 織物用準備機	整経機、のり付機等	-
2632 91 製織機械・編組機械（賃加工）		-

★2633 染色整理仕上機械

注：染色整理仕上機械の部分品・取付具・附属品は263413に分類される。

2633 11 染色機、なっ染機	ジッガー機、杵染め機、糸染め機等	-
2633 12 仕上機械	幅出機、幅出乾燥機、起毛機、せん毛機、樹脂加工機、カレンダ、防収縮加工機、コートティング機、ラミネーティング機、ディッピング機等	-
2633 19 その他の染色整理仕上機械	整反機、霧吹き機、煮絞機、縮絞機、洗絞機、ロータリープレス、精練漂白機等	-
2633 91 染色・整理仕上機械（賃加工）		-

★2634 繊維機械部分品・取付具・附属品

注：縫製機械の部分品・取付具・附属品は263521に分類される。

2634 11 化学繊維機械・紡績機械の部分品・取付具・附属品	フルテッドローラ、リング、スピンドル、針布、木管（紡績機械用）等	-
---------------------------------	----------------------------------	---

製造品番号及び

賃加工品番号 製造品名及び賃加工品名

数量単位名

2634 12 製織機械・編組機械の部分品・取付具・附属品		-
-------------------------------	--	---

ワイヤーヘルド、ドロッパ、チンローラ、シャットル、ジャカード、おさ、ドビー、メリヤス針等

2634 13 染色整理仕上機械の部分品・取付具・附属品		-
------------------------------	--	---

2634 91 繊維機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		-
--------------------------------	--	---

★2635 縫製機械

注1：高周波ミシンは296912に分類される。

注2：ミシンテーブルは131119に分類される。

2635 11 家庭用ミシン		台
2635 12 工業用ミシン		台
2635 19 その他の縫製機械	縫製準備工程機械（延反機、解反機、柄合機、縫製用裁断機、目打機等）、縫製仕上工程機械（プレス機等）、毛糸手編機械等	-
2635 21 縫製機械の部分品・取付具・附属品		-
2635 91 縫製機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		-

★2641 食品機械・同装置

2641 11 穀物処理機械、同装置		-
--------------------	--	---

精米麦機、押麦機、製粉機械、製めん機、精穀機等

2641 12 製パン・製菓機械、同装置		-
2641 91 牛乳加工・乳製品製造機械、同装置	はじきとうもろこし製造機械、チョコレート製造機械等	-

2641 13 醸造用機械	酒釀造用機械、しょう油釀造用機械、味噌釀造用機械等	-
2641 14 牛乳加工・乳製品製造機械、同装置	ミルク凝結機、蒸留機、クリームセパレーター、バタープリンタ、チーズバット、アイスクリーム製造機等	-
2641 15 肉製品・水産製品製造機械	練製品製造機、肉ひき機、肉切機、ハム・ソーセージ製造機、こんぶ加工機械、するめ加工機、魚肉採取機、削節機、魚介類加工機械、のり乾燥機等	-
2641 19 その他の食品機械、同装置		-

2641 19 その他の食品機械、同装置	製茶機械、油糧機械、ポテト皮はぎ機、合成調理機、製糖機械、果実加工機械、コーヒーミル、搾油機械、豆腐製造機械、野菜加工機械、豆いり機、餅つき機（民生用は293119に分類される）等	-
2641 21 食品機械、同装置の部分品・取付具・附属品		-
2641 91 食品機械・同装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		-

中分類 26-生産用機械器具

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2642 木材加工機械					
	注：電動工具（手持ち式）は266415に分類される。				
2642 11 製材機械	台		2645 11 個装・内装機械	充てん機、缶詰・瓶詰機、シール機、ラベル貼り機、小箱詰機、上包機、ガス封入包装機、収縮包装機、洗瓶機、殺菌機、打せん機等	-
帶のこ盤、丸のこ盤等			2645 12 外装・荷造機械	ケース詰機、ケースのり付機、テープ貼り機、アンケーサ、バンド掛け機、ひも掛け機、ボクサー、釘打機等	-
2642 12 木材加工機械	台		2645 13 包装・荷造機械の部分品・取付具・附属品		-
かんな盤、のこ盤、ほぞ取盤、くぎ打機械、面取盤、木工旋盤、木工フライス盤、組子取機械等			2645 91 包装・荷造機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		-
2642 13 合板機械（纖維板機械を含む）	台		★2651 鋳造装置		
ベニヤレース、プレス、サンダ、ドライヤ、グルースプレッタ、クリッパ、スライサ等			2651 11 ダイカストマシン		台
2642 14 製材・木材加工・合板機械の部分品・取付具・附属品	-		2651 19 その他の鋳造装置	造型機、型込機、中子整型機、特殊型造型機、砂処理機械、製品処理機械等	-
2642 91 木材加工機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-		2651 21 鋳型、鋳型定盤（製鉄、製鋼用に限る）		-
★2643 パルプ装置・製紙機械			2651 22 鋳造装置の部分品・取付具・附属品		-
2643 11 パルプ製造機械、同装置	-		2651 91 鋳造装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		-
割木機、碎木機、チッパ、ビータ、バーカ、リファイナー等			★2652 化学機械・同装置		
2643 12 抄紙機	台		2652 11 ろ過機器		-
長網式・丸網式・短網式・コンビネーション式抄紙機等			2652 12 分離機器		-
2643 19 その他の製紙機械	-		2652 13 熱交換器（分縮機、熱換器を含む）		-
断裁機、巻取機、コーティングマシン、スーパーカレンダ等			2652 14 混合機、かくはん機、ねつ和機、溶解機、造粒機、乳化機、粉碎機		-
2643 21 パルプ装置・製紙機械の部分品・取付具・附属品	-		2652 15 反応機、発生炉、乾留炉、電解槽	硝化機、発酵機、分解機、飽和機、転化機、重合機、オートクレーブ、凝固機等	-
2643 91 パルプ装置・製紙機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-		2652 16 蒸発機器、蒸留機器、蒸煮機器、晶出機器		-
★2644 印刷・製本・紙工機械			2652 17 乾燥機器	注：赤外線乾燥装置、誘導加熱装置は292913に分類される。	-
	注：複写機は2711に、その他の事務用機械器具は2719に分類される。		2652 18 集じん機器		-
2644 11 印刷機械	-		2652 21 化学装置用タンク	浮屋根式タンク、固定式タンク、球形タンク等	-
とっ版印刷機、平版印刷機（B3判未満のオフセット印刷機は事務用機械器具に分類される）、おう版印刷機、特殊印刷機、石版印刷機、亜鉛版印刷機等			2652 22 環境装置（化学的処理を行うもの）	重油脱硫装置、水質汚染防止機器、廃ガス処理装置等、廃棄物処理機器（焼却炉を除く）等	-
2644 12 製本機械	-		2652 29 その他の化学機械、同装置	圧搾機器、焙焼機、焼結機、焼成機器、吸収器、洗净機、抽出機等	-
断裁機、紙縫機、折畳機、表紙くるみ機、つづり機、紙折機等			2652 31 化学機械、同装置の部分品・取付具・附属品		-
2644 13 紙工機械	-		2652 91 化学機械・同装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		-
製箱機械、段ボール製造機械、袋・封筒製造機械、荷札製造機、紙コップ製造機等					
2644 14 製版機械（活字鋳造機を含む）	-				
活字鋳造機、写真植字機、植版機、ホエラ一、ネガ乾燥機、腐食機、電子色分解装置、カラースキナ等					
2644 15 印刷・製本・紙工機械の部分品・取付具・附属品	-				
2644 91 印刷・製本・紙工機械・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-				

中分類 26-生産用機械器具

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★2653 プラスチック加工機械・同附属装置

注：高周波ウェルダは296912に分類される。

2653 11	射出成形機	台
2653 12	押出成形機	台
2653 19	その他のプラスチック加工機械、同附属装置（手動式を含む） 圧縮成形機、中空成形機、真空成形機、カレンダ、サーモフォーミング機、発泡成形機、合成樹脂用溶接機及び応用装置（高周波ウェルダを除く）、タブレットマシン、ペレット装置、グラニュレータ、コーティング機、プラスチック蒸着めつき装置等	一
2653 21	プラスチック加工機械・同附属装置の部分品・取付具・附属品	一
2653 91	プラスチック加工機械・同附属装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	一

★2661 金属工作機械

注：金属工作機械の部分品・取付具・附属品は

266311に分類される。

2661 11	数値制御旋盤	台
2661 19	その他の旋盤	一
2661 21	ボール盤	台
2661 22	中ぐり盤	台
2661 23	フライス盤	台
2661 24	研削盤	台
2661 25	歯切り盤、歯車仕上機械	台
2661 26	専用機	台
2661 27	マシニングセンタ	台
2661 29	その他の金属工作機械 平削盤、形削盤、たて削盤、ブローチ盤、キーミゾ盤、ホーニング盤、ラップ盤、バフ盤、ポリッシング盤、金切のこ盤、と石切断機、ねじ切盤、ねじ立盤、放電加工機、研磨機等	一
2661 91	金属工作機械（賃加工）	一

★2662 金属加工機械（金属工作機械を除く）

注：金属加工機械の部分品・取付具・附属品は

266313に、金属圧延用ロールは266312に分類される。

2662 11	圧延機械、同附属装置 分塊圧延機、条鋼圧延機、線材圧延機、帶鋼圧延機、厚板圧延機、薄板圧延機等	一
2662 12	精整仕上装置 酸洗い装置、洗净装置、すず引装置、亜鉛引装置、電気めつき装置等	一

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

2662 13	ベンディングマシン ベンディングロール、ロールレベラ、成形ロール、パイプフランジングロール、パイプエキスパンディングロール、丸棒・角棒きょう正機等	台
2662 14	液圧プレス コールドホビングプレス、ダイスピッティングプレス、メタルパウダープレス等	台
2662 15	機械プレス タレットパンチプレス、スクリュープレス、クランクレスプレス、ナックルジョイントプレス等	台
2662 16	せん断機（シャーリングマシン）	台
2662 17	鍛造機械 ハンマ、ヘッダ、アプセッタ、リベッタ、製釘機、フォージングロール、製鎌機等	台
2662 18	ワイヤフォーミングマシン ストランディング、ツイスティング、コイルワインディング、スプリングワインディングマシン、電線製造機械、伸線機等	台
2662 21	ガス溶接・溶断機 テルミット溶接機等	一
注1：アーク溶接機、抵抗溶接機は292111、292112に分類される。		
注2：超音波応用溶接機は296911に分類される。		
2662 29	その他の金属加工機械 せん孔・プレス揺孔式・押出式・ガス溶接式・鍛接式製管機械、同装置、引抜管機、人力プレス、気圧プレス、スレッドドローリングマシン、パイプロッド引抜機、シェリシングマシン、コルゲーティングマシン、マーキングマシン、スエージャ、バードローリングマシン、金おさ機械、線引機等	一
2662 91	金属加工機械（賃加工）	一

★2663 金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品（機械工具、金型を除く）

注：金属工作機械は2661に、金属加工機械は2662に分類される。機械工具は2664に、機械用金型は2691又は2692に分類される。

2663 11	金属工作機械の部分品・取付具・附属品	一
2663 12	金属圧延用ロール	一
2663 13	金属加工機械の部分品・取付具・附属品	一
2663 91	金属工作機械用・金属加工機械用の部分品・取付具・附属品（賃加工）	一

中分類 26-生産用機械器具

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2664 機械工具（粉末や金業を除く）					
2664 11 特殊鋼切削工具	ドリル、リーマ、ミリングカッタ、ギヤカッタ、ブローチ、タップ、ダイス、チエザ、ねじフライス、バイト、ソケット、エンドミル等	-	2672 11 フラットパネルディスプレイ製造装置	液晶パネルイオン注入装置、カラーフィルタ製造装置、薄膜製造装置、液晶パネルレジスト処理装置等	-
2664 12 超硬工具（粉末や金製を除く）	バイト、ダイス、カッタ、鉱山用ビット、フライス、ドリル、リーマ、タップ、チエザ、ブローチ等	-	2672 12 フラットパネルディスプレイ製造装置の部分品・取付具・附属品	2672 91 フラットパネルディスプレイ製造装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-
	注：粉末や金製超硬チップは245311に分類される。				
2664 13 ダイヤモンド工具	ドレッサ、バイト、ダイス、ガラス切ビット、かたき試験機用圧子、グライディングホイール、カッティングソー、セグメント工具等	-	★2691 金属用金型・同部分品・附属品		
2664 14 空気動工具	ハンマ、ドリル、グラインダ、レンチ、ドライバ、タッカ、エアーサンダ、サーキュラソー等	-	2691 11 プレス用金型	-	-
2664 15 電動工具	電気かんな、電気のこぎり、電気ドリル、電気グラインダ、ハンドシャー等	-	2691 12 鍛造用金型	-	-
2664 16 治具、金属加工用附属品	定盤、Vブロック、工作用直定規等	-	2691 13 鋸造用金型（ダイカスト用を含む）	-	-
2664 19 その他の機械工具	キャリパー、ドリルチャック、ドリルソケット等	-	2691 19 その他の金属用金型、同部分品・附属品 粉末や金用金型等	-	-
2664 91 機械工具（賃加工）		-	2691 91 金属用金型・同部分品・附属品（賃加工）		-
★2671 半導体製造装置					
	注：純水製造装置は2652に、設計用装置は3031に、検査用装置（電気計測器）は2971に分類される。		★2692 非金属用金型・同部分品・附属品		
2671 11 ウェーハプロセス（電子回路形成）用処理装置	アニール装置、ウェットエッチング装置、電子ビーム露光装置、ウェーハ熱処理装置、レジスト処理装置、ウェーハイオン注入装置等	-	2692 11 プラスチック用金型	-	-
2671 12 組立用装置	ダイシング装置、マウンティング装置、モールド装置、ワイヤボンディング装置等	-	2692 12 ゴム・ガラス用金型	-	-
2671 19 その他の半導体製造装置	ベーリング装置、マスク・レチクル製造用装置等	-	2692 19 その他の非金属用金型、同部分品・附属品 窯業用金型等	-	-
2671 21 半導体製造装置の部分品・取付具・附属品		-	2692 91 非金属用金型・同部分品・附属品（賃加工）		-
2671 91 半導体製造装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		-	★2693 真空装置・真空機器		
			2693 11 真空ポンプ	台	台
			2693 12 真空装置・真空機器（真空ポンプを除く）	真空冶金装置、真空化学装置、真空蒸着装置、真空成膜装置、スペッタリング装置、ドライエッキング装置、CVD装置、イオン注入装置等	
			2693 13 真空装置・真空機器の部分品・取付具・附属品	-	-
			2693 91 真空装置・真空機器・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	-	-
			注：半導体製造装置は2671に分類される。		
★2694 ロボット					
			2694 11 数値制御ロボット	-	-
			2694 19 その他のロボット	マニュアル・マニピュレータ、固定シーケンスロボット、可変シーケンスロボット、プレイバックロボット、サービス用ロボット等	
			2694 21 ロボット、同装置の部分品・取付具・附属品	-	-
			2694 91 ロボット・同装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		-

中分類 26—生産用機械器具

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2699 他に分類されない生産用機械・同部分品					
	注：包装機械は2645に分類される。				
2699 11	ゴム工業用機械器具	—	2211 68	鉄くず	t
2699 12	ガラス工業用特殊機械 製瓶機械、レンズ研磨機等	—	2399 31	非鉄金属くず	—
2699 19	その他の生産用機械器具 注：半導体製造装置は2671に分類される。 たばこ製造機械、化学薬品・医薬品製造用 特殊機械、帽子製造機械、皮革処理機械、 製靴機械、石工機械、鉛筆製造機械、製革 工業用特殊機械、ラインホーラ、ネットホ ーラ、漁具用浮標、火薬充てん機械、製缶 機械、窯業用特殊機械、チーンソー、産 業用銃、集材機械、いか釣り機械、オッタ ーボード、植毛機、真珠穿孔機、宝石研磨 機、白熱電球製造装置、マッチ製造機、の り刈取機、目立機械、画像検査機械等	—	7666 00	製造工程からでたくず・廃物	—
2699 29	他に分類されない生産用機械器具の部 品・取付具・附属品	—			
2699 91	他に分類されない生産用機械器具・同部 分品・取付具・附属品（賃加工）	—			

中分類 27—業務用機械器具

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2711 複写機					
2711 11 デジタル式複写機		台	2722 11 パチンコ、スロットマシン		—
2711 12 フルカラー複写機		台	パチンコ台、パチンコ玉自動補給装置、スロットマシン台等		
2711 19 その他の複写機		—	2722 12 ゲームセンター用娯楽機器		—
静電間接式複写機、青写真機械、ハンディコピー機等			アーケードゲーム機、クレーンゲーム機、業務用テレビゲーム機等		
2711 21 複写機の部分品・取付具・附属品		—	2722 13 遊園地用娯楽機器		—
2711 91 複写機・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—	ジェットコースター、メリーゴーランド、コーヒーカップ等		
★2719 その他の事務用機械器具					
注1：事務用品は3261～3269の各々に分類される。			2722 19 その他の娯楽用機械		—
注2：プログラム言語を使用する電子計算機は3031に分類される。			自動麻雀卓、バッティングマシン、ボウリング装置等		
2719 11 金銭登録機(レジスター)		—	2722 21 娯楽用機械の部分品・取付具・附属品		—
2719 19 他に分類されない事務用機械器具		—	2722 91 娯楽用機械・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—
加算機、計算機、電子式卓上計算機、タイプライタ、タイムレコーダ、タイムスタンプ、謄写機、あて名印刷機、マイクロ写真機、チェックライタ、作業記録機、穿孔機、小包区分機、分類機、郵便集配機、印押機、オフセット印刷機(B3判未満)、硬貨計算機、小切手記入機、抹消機、シュレッダ、電動ステープラ、製図機械、電動穴あけ機、会計機械、事務機械用プリンタ等			★2723 自動販売機		
2719 21 その他の事務用機械器具の部分品・取付具・附属品		—	2723 11 自動販売機		台
2719 91 その他の事務用機械器具・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—	飲料・食品自動販売機、たばこ自動販売機、きつぷ自動販売機、日用品自動販売機等		
★2721 サービス用機械器具			2723 12 自動販売機の部分品・取付具・附属品		—
2721 11 業務用洗濯装置		—	2723 91 自動販売機・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—
ランドリーユニット、ドライクリーニングユニット、洗濯機械装置、洗净機械装置、脱水機械、脱液機械装置、乾燥機械、脱臭機械等			★2729 その他のサービス用・娯楽用機械器具		
2721 12 自動車整備・サービス機器		—	2729 11 自動改札機、自動入場機		—
自動車電装品試験機器、自動車整備リフト、自動車洗净機、自動車ジャッキ、自動車検査機器、自動車給油機器等			2729 19 他に分類されないサービス用・娯楽用機械器具		—
2721 19 その他のサービス用機械器具		—	両替機、コインロッカー、自動ドア等		
出前運搬機、業務用食器洗净機、自動給茶機等			2729 29 その他のサービス用・娯楽用機械器具の部分品・取付具・附属品		—
2721 21 サービス用機械器具の部分品・取付具・附属品		—	2729 91 その他のサービス用・娯楽用機械器具・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—
2721 91 サービス用機械器具・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—	★2731 体積計		
			2731 11 積算体積計		—
			オイルメータ(積算式ガソリン量器を含む)、ガスマータ(プロパン用を含む)、水量メータ、計量ポンプ等		
			2731 19 その他の体積計		—
			ます、化学用体積計、計量米びつ、メスフラスコ、ピペット、血沈計等		
			2731 21 体積計の部分品・取付具・附属品		—
			2731 91 体積計・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—

中分類 27—業務用機械器具

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2732 はかり			★2735 分析機器		
2732 11 はかり	電気抵抗線式はかり、誘導式はかり、電磁式はかり、手動天びん、等比皿手動はかり、棒はかり、手動指示はかり、ばね式はかり、自動はかり、分銅、おもり等	—	2735 11 光分析装置	吸収分光分析装置、発光分光分析装置、比色計等	—
2732 12 はかりの部分品・取付具・附属品		—	2735 19 その他の分析装置	電磁気分析装置、クロマト分析装置、蒸留・分離装置、元素分析装置、熱分析装置、ガス分析機器装置、電気化学分析装置等	—
2732 91 はかり・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—	2735 21 分析機器の部分品・取付具・附属品		—
★2733 圧力計・流量計・液面計等			2735 91 分析機器・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—
注：工業計器は297211に分類される。			★2736 試験機		
2733 11 圧力計	航空用指示圧力計（高度計、燃圧計）、記録式圧力計、分銅式標準圧力計、血圧計（電子血圧計を含む）、真空計、握力計等	—	2736 11 材料試験機	金属材料試験機（硬度試験機、万能材料試験機、疲労試験機等）、セメント・コンクリート試験機、繊維材料試験機、ゴム試験機、プラスチック試験機、木材試験機、木炭材料試験機等	—
2733 12 金属温度計	膨張式温度計、バイメタル式温度計、熱電温度計、抵抗温度計等	—	2736 19 その他の試験機	動つり合試験機、動力試験機、構造物試験機、振動試験機、制動試験機、環境試験機等	—
2733 13 流量計	差圧流量計、面積式流量計、容積式流量計等	—	2736 21 試験機の部分品・取付具・附属品		—
2733 14 液面計（レベル計）		—	2736 91 試験機・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—
2733 15 圧力計・流量計・液面計等の部分品・取付具・附属品		—	★2737 測量機械器具		
2733 91 圧力計・流量計・液面計等・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—	2737 11 ジャイロ計器、磁気コンパス		—
★2734 精密測定器			2737 19 その他の測量機械器具		—
2734 11 工業用長さ計	のぎす、バイトゲージ、デプスゲージ、マイクロメータ、ダイヤルゲージ、ブロックゲージ、ねじゲージ、限界ゲージ等	—	測角測量機、水準測量機、距離測量機、写真測量機等		—
2734 12 精密測定器	長さ測定器、角度測定器、ねじの測定器、歯車の測定器、投影検査機、面の測定器、平面度・直面度の測定器等	—	2737 21 測量機械器具の部分品・取付具・附属品		—
2734 13 精密測定器の部分品・取付具・附属品		—	2737 91 測量機械器具・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—
2734 91 精密測定器・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—	★2738 理化学機械器具		
			2738 11 理化学機械器具	研究用機器（化学機器、物理学機器、気象観測機器等）、教育用機器（物理、化学博物実験機器、数学機器等）、天文機器（天体写真機、天頂儀、子午儀等）、地球物理学機器（重力計、磁力計等）等	—
			2738 12 理化学機械器具の部分品・取付具・附属品		—
			2738 91 理化学機械器具・同部分品・取付具・附属品(賃加工)		—

中分類 27—業務用機械器具

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2739 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具		
注：電気式周波数計は297111に分類される。		
2739 11 一般長さ計	直尺、曲り尺、巻尺、畳尺、れん尺、はさみ尺、物差し尺等	—
注：工業用長さ計は273411に分類される。		
2739 12 光度計、光束計、照度計、屈折度計	—	—
2739 13 公害計測器	大気汚染計測器、水質汚濁計測器、悪臭計測器、騒音・振動計測器等	—
2739 19 他に分類されない計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具	密度計、濃度計、比重計、粘度計、熱量計、騒音計、位置計、周波数計、回転計、速さ計、加速度計、面積計、放射線測定器、地震計、電子温度計、万歩計等	—
2739 21 温度計（ガラス製に限る）	体温計（電子体温計を含む）、普通水銀温度計、温度計、ベックマン温度計、寒暖計等	—
2739 31 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具の部分品・取付具・附属品	—	—
2739 91 その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—	—
★2741 医療用機械器具		
注1：ガラス製注射筒（目盛りなし）は211511に、プラスチック製注射筒（目盛りなし）は189711に分類される。		
注2：医療用X線装置は296111に分類される。		
注3：歯科用は274211に分類される。		
注4：医療用電子応用装置は296211に分類される。		
注5：医療用計測器は297311に分類される。		
2741 11 医療用機械器具、同装置	医科用鋼製器具、診断用機械器具装置、手術用機械器具装置、処置用機械器具、麻酔器具、輸血装置、人工気胸器具、聴診器、注射器具、かん腸器、整形用機械器具、人工心肺装置、脱疾治療器、医療用針等	—
2741 12 病院用器具、同装置	手術台、診療台、消毒滅菌器、呼吸補助器、保育器、光線治療器（レーザ応用治療装置を除く）、機械台、保管設備、患者運搬車、指圧器、医科用ふ卵器等	—
2741 13 医療用機械器具の部分品・取付具・附属品	—	—
2741 91 医療用機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—	—

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2742 歯科用機械器具		
注：歯科用X線装置は296111に分類される。		
2742 11 歯科用機械器具、同装置	診察室用機械装置、鋼製器具、診療用機械器具、技工用機械器具、同装置、きょう正用機械器具、同装置、歯科用治療台、歯科用ユニット、歯科用エンジン、歯科用鋼製小物、歯科技工所用器具、歯科用バー等	—
2742 12 歯科用機械器具の部分品・取付具・附属品	—	—
2742 91 歯科用機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—	—
★2743 医療用品（動物用医療機械器具を含む）		
2743 11 医療用品	縫合糸、副本木、整形材料、義し（肢）、検眼用品、義眼、家庭用吸入器、人工血管、松葉づえ、医療用コルセット、ギブス、脱腸帶、健康帶、医療用接着剤、避妊用具等	—
注：補聴器は302316に分類される。		
2743 12 動物用医療機械器具、同部分品・取付具・附属品	診断用機械器具、手術用機械器具、診療用機械器具、標識用機械器具、家畜人工受精用機械器具、保健衛生機械器具、動物専用保定器具等	—
2743 91 医療用品（動物用医療機械器具を含む）（賃加工）	—	—
★2744 歯科材料		
2744 11 歯科材料	歯科用金属、歯冠材料、義歯床材料、歯科用接着充てん材料、歯科用印象材料、歯科用研削・研磨材料、歯科用ワックス等	—
2744 91 歯科材料（賃加工）	—	—
★2751 顕微鏡・望遠鏡等		
2751 11 望遠鏡	—	—
2751 12 双眼鏡	—	—
2751 13 顕微鏡、拡大鏡	—	—
2751 14 顕微鏡・望遠鏡等の部分品・取付具・附属品	—	—
2751 91 顕微鏡・望遠鏡等・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—	—

中分類 27—業務用機械器具

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2752 写真機・映画用機械・同附属品		
2752 11 カメラ (デジタルカメラを除く)	—	
フォーカルプレンシャッタ式カメラ、レンズシャッタ式カメラ、ハーフサイズカメラ、二眼レフカメラ、小形カメラ、業務用カメラ等		
注: デジタルカメラは302211に、がん具は3251に分類される。		
2752 12 写真装置、同関連器具	—	
引伸機、現像・焼付・仕上用器具、写真乾燥機、リーダ、ビューア等		
2752 13 映画用機械器具	—	
映画用撮影機、映写機、スライド映写機、映画現像装置、映画焼付機、映画編集整理装置、映画仕上装置、映画現像測定装置、映画録音装置、ランプハウス、サウンドヘッド、映写スクリーン、幻灯機等		
2752 14 写真機・映画用機械の部分品・取付具・附属品	—	
フィルタ、フード、三脚、雲台、セルフタイマ、距離計、露出計、シャッタ、ボディ、じや腹、近接撮影・望遠撮影用アタッチメント、ストロボ、写真複写機、マガジン等		
2752 91 写真機・映画用機械・同部分品・取付具・附属品 (賃加工)	—	

★2753 光学機械用レンズ・プリズム

2753 11 カメラ用レンズ	—	
2753 12 カメラ用交換レンズ	—	
標準レンズ、望遠レンズ、広角レンズ、ズームレンズ等		
2753 13 光学レンズ	—	
望遠鏡レンズ、顕微鏡レンズ、映画用レンズ、拡大鏡レンズ等		
注: 眼鏡用レンズは329713に分類される。		
2753 14 プリズム	—	
2753 91 光学機械用レンズ・プリズム研磨 (賃加工)	—	

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2761 武器		
	注: レジャー用・スポーツ用鉄砲は325319に、産業用銃は269919に分類される。	
2761 11 銃砲、爆発物投射機	—	
けん銃、小銃、機関銃、りゅう弾砲、キヤノン砲、高射砲、無反動砲、迫撃砲、機関砲、ロケット弾発射機、爆弾投下機、魚雷発射管、魚雷投下機、爆雷投射機、爆雷投下機、対潜弾投射機等		
2761 12 銃砲弾、爆発物	—	
ロケット弾、手りゅう弾、地雷、爆雷、機雷、爆弾、魚雷等		
2761 19 その他の武器	—	
火えん発射機、銃剣、防潜網、戦闘車両等		
2761 21 武器の部分品・附属品	—	
銃身、銃か、砲身、砲か、砲塔、車台、弾体、信管、薬きょう、弾丸等		
2761 91 武器 (賃加工)	—	

金属くず

2211 68 鉄くず	t
2399 31 非鉄金属くず	—

くず・廃物

7766 00 製造工程からでたくず・廃物	—
-----------------------	---

中分類 28—電子部品・デバイス・電子回路

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

★2811 電子管

注：完成品に限る。部品は2899の各々に分類される。

2811 11	マイクロ波管 クライストロン、マグネットロン、切換放電管、板極管等	個
2811 19	その他の電子管 テレビ用・電子計算機関連用・放送局用・ディスプレイモニタ用等プラウン管、陰極線管、記録管、受信管、送信管、表示管、放電管、撮像管、光電管、X線管、整流管、自然冷却管、強制冷却管、電子銃等	—
2811 91	電子管（賃加工）	—

★2812 光電変換素子

2812 11	発光ダイオード	—
2812 12	レーザーダイオード	—
2812 19	その他の光電変換素子 フォトトランジスタ、フォトダイオード、カプラ・インタラプタ、太陽電池セル等	—
2812 91	光電変換素子（賃加工）	—

★2813 半導体素子

注：完成品に限る。部品は2899の各々に分類される。

2813 11	ダイオード 小信号用ダイオード、スイッチングダイオード、定電圧ダイオード、マイクロ波ダイオード、整流素子（100ミリアンペア未満のもの）等	—
2813 12	整流素子（100ミリアンペア以上） ゲルマニウム整流素子、シリコン整流素子、セレン整流素子等	—
2813 13	シリコントランジスタ	—
2813 14	トランジスタ（シリコントランジスタを除く） ゲルマニウムトランジスタ、電界効果形トランジスタ等	—
2813 19	その他の半導体素子 サーミスター、バリスター、サイリスター等	—
2813 91	半導体素子（賃加工）	—

★2814 集積回路

注：完成品に限る。部品は2899の各々に分類される。

2814 11	線形回路 オペアンプ、電圧レギュレータ、産業用リニアIC、コンバータ、A-D/D-A変換器等	—
---------	---	---

製造品番号及び

賃加工品番号

製造品名及び賃加工品名

数量単位名

2814 12	バイポーラ型集積回路 バイポーラ型計数回路、TTL、ECL等	—
2814 13	モス型集積回路（論理素子） モス型CPU、モス型MPU、ASIC、ゲートアレイ、ディスプレイドライバ等	—
2814 14	モス型集積回路（記憶素子） モス型メモリ、DRAM、SRAM、フラッシュメモリ等	—
2814 19	その他のモス型集積回路 CMOSイメージセンサ、CCD（電荷結合素子）等	—
2814 21	混成集積回路 厚膜ハイブリッドIC、薄膜ハイブリッドIC等	—
2814 29	その他の集積回路	—
2814 91	集積回路（賃加工）	—

★2815 液晶パネル・フラットパネル

2815 11	液晶パネル 液晶パネル、液晶モジュール（パネルの生産から一貫して行うもの）、液晶素子等	—
2815 12	プラズマディスプレイパネル プラズマディスプレイパネル、プラズマディスプレイモジュール（パネルの生産から一貫して行うもの）等	—
2815 19	その他のフラットパネル 有機ELパネル、SEDパネル、FEDパネル等	—
2815 91	液晶パネル・フラットパネル（賃加工）	—

★2821 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品

注1	注1：完成品に限る。部品は2899の各々に分類される。
注2	注2：複合部品には抵抗器、コンデンサ、変成器を組み合わせたものが分類される。

2821 11	抵抗器 固定抵抗器、可変抵抗器、半固定抵抗器、抵抗減衰器等	—
2821 12	固定コンデンサ 固定蓄電器、アルミ電解蓄電器、セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、タンタルコンデンサ等	—
2821 13	コンデンサ（固定コンデンサを除く） 可変コンデンサ、バリアブルコンデンサ等	—
2821 14	変成器 固定トランス（低周波、高周波トランス、スイッチング電源用トランス等）、可変トランス（フィルムトランス等）、コイル（インダクタ）、偏向ヨーク等	—
2821 15	複合部品	—
2821 91	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品（賃加工）	—

中分類 28-電子部品・デバイス・電子回路

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2822 音響部品・磁気ヘッド・小型モータ		
注1：完成品に限る。部品は2899の各々に分類される。		
注2：音響機械及び附属品（完成品）は3023に分類される。		
注3：モータ（3W以上のもの）は2911の各々に分類される。		
2822 11 音響部品	スピーカ（コーン形、ホーン形、圧電形等）、イヤホンカートリッジ、マイクロホンカートリッジ、サウンダー、ブザー等	-
2822 12 磁気ヘッド	オーディオ用・ビデオ用・ハードディスク用磁気ヘッド等	-
2822 13 小形モータ（3W未満のもの）	マイクロモータ、サーボモータ、ステッピングモータ、超音波モータ等	-
2822 91 音響部品・磁気ヘッド・小型モータ（賃加工）		-
★2823 コネクタ・スイッチ・リレー		
注1：完成品に限る。部品は2899の各々に分類される。		
注2：配線器具及び電力用を除く。		
2823 11 プリント配線板用コネクタ		-
2823 12 コネクタ（プリント配線板用コネクタを除く）	丸形コネクタ、角形コネクタ、高周波同軸用コネクタ、光コネクタ等	-
2823 13 スイッチ	信号切替用スイッチ、AC電源用スイッチ、検出用スイッチ、複合式スイッチ等	-
2823 14 リレー	信号用リレー、制御用リレー、高周波用リレー、特殊用リレー等	-
2823 91 コネクタ・スイッチ・リレー（賃加工）		-
★2831 半導体メモリメディア		
2831 11 半導体メモリメディア	S Dメモリカード、メモリスティック、コンパクトフラッシュ等	-
2831 91 半導体メモリメディア（賃加工）		-
★2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ		
注：録音・録画・情報記録済みの光ディスク・磁気ディスク・磁気テープは3296の各々に分類される。		
2832 11 光ディスク（生のもの）	光磁気ディスク（MO, MD等）、CD-R/RW、DVD-R/RW、BD-R/RE等	-

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
2832 12 磁気ディスク（生のもの） リジットディスク等		
2832 13 磁気テープ（生のもの） 録音用テープ（カセット形、カートリッジ形、オープンリール形）、録画用テープ（同）、電子計算機用テープ（同）等		
2832 91 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ（生のもの）（賃加工）		
★2841 電子回路基板		
注：基板に素子を実装したものは2842に分類される。		
2841 11 リジッドプリント配線板	多層プリント配線板、電子プリント板、両面プリント配線板、セラミックプリント配線板等	-
2841 12 フレキシブルプリント配線板		-
2841 13 モジュール基板	セラミックスモジュール基板、BGA基板、TAB基板、MCM基板等	-
2841 19 その他の電子回路基板	メタルコアプリント配線板等	-
2841 91 電子回路基板（賃加工）		-
★2842 電子回路実装基板		
2842 11 プリント配線実装基板	プリント回路板（片面、両面、多層）、フレキシブルプリント回路板、セラミック形プリント回路板等	-
2842 12 モジュール実装基板		-
2842 91 電子回路実装基板（賃加工）		-
★2851 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット		
注：完成品に限る。部品は2899の各々に分類される。		
2851 11 スイッチング電源		-
2851 12 テレビジョン用チューナ（ビデオ用を含む）		-
2851 19 その他の高周波ユニット	アンテナ（TV用、FM用、衛星用、自動車用、携帯電話用等）、分配・分歧・混合・整合器、ブースタユニット、ラジオ用チューナ等	-
2851 21 コントロールユニット	リモコンユニット、エアコンユニット、選局ユニット、エンジンコントロールユニット、タイマユニット等	-
注：がん具用のリモコンユニットは325131に分類される。		
2851 91 電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット（賃加工）		-

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2859 その他のユニット部品					
2859 11 液晶モジュール(他で生産されたパネル を用いるもの)	液晶タッチパネルユニット (他で生産された パネルを用いるもの) 等	-	2899 13 シリコンウエハ (表面研磨したもの)	(注:シリコン多結晶、シリコン単結晶は231919 に分類される。また、研磨前のシリコンウエ ハは239929に分類される。)	-
2859 12 光ピックアップユニット・モジュール	光ピックアップユニット、光ピックアップ モジュール、DVDピックアップ等	-	2899 19 他に分類されない通信機械器具の部分品・ 附属品	テレビ画面安定器、ダイヤル、チャンネル、 インターホン部品、通信用プラグ、受信機 用部品等	-
2859 13 デジタルカメラモジュール	携帯電話用カメラモジュール、CCDカメ ラモジュール、C-MOSイメージセンサ モジュール等	-	2899 29 他に分類されない電子部品・デバイス・ 電子回路	整流器(電力用を除く)、圧電フィルタ、 分布定数回路、プラグ・ジャック(電力・配 線用を除く)、ソケット(電球用を除く)、 ヒューズ、端子板、光学ヘッド、プリンタ用 ヘッド、センサ及びセンサユニット、タッチ パネルセンサ、レーザ素子、LEDランプ等	-
2859 14 紙幣識別ユニット、貨幣区分ユニット	-	-	2899 91 その他の電子部品・デバイス・電子回路 (賃加工)	-	-
2859 19 他に分類されないユニット部品	プリンターユニット、磁気読み取りユニッ ト、HDヘッドユニット、キーボードユニッ ト等	-			
2859 91 その他のユニット部品(賃加工)	-	-			
★2899 その他の電子部品・デバイス・電子回路					
2899 11 磁性材部品(粉末や金によるもの)	-	-	金 屬 く ず		t
2899 12 水晶振動子(時計用を除く)	振動子、共振子及び発振子、水晶フィルタ等	-	2211 68 鉄くず	-	-
			2399 31 非鉄金属くず	-	-
く ず ・ 廃 物					
			7866 00 製造工程からでたくず・廃物	-	-

中分類 29—電気機械器具

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2911 発電機・電動機・その他の回転電気機械					
	注1：交・直両用は交流に含む。 注2：自動車、航空機などの内燃機関用発動機、電動機は2922に分類される。				
2911 11 タービン発電機（交流）	台		2912 14 計器用変成器	計器用変圧器及び変流器、変圧変流器、直流変圧器等	台
2911 12 エンジン発電機（交流）	台		2912 15 リアクトル、誘導電圧調整器	—	—
2911 13 直流電動機（70W以上）	台		2912 16 変圧器類の部分品・取付具・附属品	—	—
2911 14 単相誘導電動機（70W以上）	台		2912 91 変圧器類・同部分品・取付具・附属品（貨加工）	—	—
2911 15 三相誘導電動機（70W以上）	台				
2911 19 その他の交流電動機（70W以上）	—				
	同期電動機、整流子電動機、家庭ミシン用電動機、变速電動機、クラッチ電動機等				
2911 21 直流・交流小形電動機（3W以上70W未満）	—				
	直流・交流小形モータ、サーボモータ等				
	注：小形電動機（3W未満）は282213に分類される。				
2911 29 その他の小形電動機（3W以上70W未満）	—				
	シンクロ電動機（セルシンモータ）、ステッピングモータ（パルスモータ）等				
2911 39 その他の発電機	—				
	直流発電機、水車発電機（交流）、電動発電機等				
2911 49 その他の回転電気機械	—				
	原動機付発電機セット、高周波発電機、調相機、周波数変換機（水銀整流器は292919に分類される。）、信号発電機、風力発電機、回転変換装置等				
2911 51 発電機・電動機・その他の回転電気機械の部分品・取付具・附属品	—				
2911 91 発電機・電動機・その他の回転電気機械・同部分品・取付具・附属品（貨加工）	—				
★2912 変圧器類（電子機器用を除く）					
	注1：標準・非標準変圧器は送配電用の変圧器で容量500KVAまでのものが291211、容量500KVAを超えるものが291212に分類される。 注2：電子機器用は282114に分類される。				
2912 11 標準変圧器	台				
	送配電用変圧器、柱上変圧器等				
2912 12 非標準変圧器	台				
	油入り変圧器、乾式変圧器、ガス絶縁変圧器等				
2912 13 特殊用途変圧器	台				
	ネオン変圧器、水銀ランプ用変圧器、試験用変圧器、コットレル用変圧器、スライダック及び定電流変圧器、信号用変圧器（ベル用は291519に分類される。）、昇圧器、電気炉用変圧器等				
★2913 電力開閉装置					
	保護継電器、制御継電器、電磁リレー等				
	注：電子機器用リレーは282314に分類される。				
2913 12 遮断器	—				
	配線用遮断器、漏電遮断器、油遮断器、磁気遮断器、気中遮断器、空気遮断器、真空遮断器、ガス遮断器、安全ブレーカ等				
2913 13 開閉器	—				
	電力開閉器、電磁開閉器、電磁接触器、断路器、柱上開閉器、制御器、始動器、マイクロスイッチ、操作・検出スイッチ等				
	注：電子機器用スイッチは282313に分類される。				
2913 14 プログラマブルコントローラ	—				
2913 15 電力開閉装置の部分品・取付具・附属品	—				
2913 91 電力開閉装置・同部分品・取付具・附属品（貨加工）	—				
★2914 配電盤・電力制御装置					
	閉鎖型配電装置、高圧配電盤、低圧配電盤等				
2914 12 監視制御装置	—				
	監視制御装置（上下水道用、道路用、産業用、車両用、船用等）、補助リレー盤、中央制御盤等				
2914 13 分電盤	—				
	住宅用分電盤、産業用分電盤等				
2914 19 その他の配電盤・電力制御装置	—				
	避雷装置、抵抗器、密閉形ガス絶縁装置、電磁クラッチ等				
	注：電子機器用抵抗器は282111に分類される。				
2914 21 配電盤・電力制御装置の部分品・取付具・附属品	—				
2914 91 配電盤・電力制御装置・同部分品・取付具・附属品（貨加工）	—				

中分類 29—電気機械器具

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2915 配線器具・配線附属品		
	注：配線器具用プラスチック製品は183111、 配線器具用陶磁器は214419に分類される。	
2915 11 小形開閉器	カットアウトスイッチ、解放ナイフスイッチ、カバー付きナイフスイッチ、箱開閉器等	千個
2915 12 点滅器	ロータリースイッチ、タンブラースイッチ、押ボタンスイッチ等	千個
2915 13 接続器	屋内用ソケット、コンセント、プラグ、コードコネクタ、タップ、レセプタクル、アダプタ、ローゼット、クラスタ等	千個
2915 19 その他の配線器具・配線附属品	電球保持器、ヒューズ、パネルボード、ベル用変圧器、端子、小形配線箱等	—
2915 91 配線器具・配線附属品（賃加工）		—
★2921 電気溶接機		
	注1：超音波応用溶接機は296911に、高周波ウェルダは296912に、電子ビーム応用溶接機は296919に分類される。	
	注2：溶接棒は247915に分類される。	
2921 11 アーク溶接機	交・直流アーク溶接機、回転式アーク溶接機、自動アーク溶接機、アルゴンアーク溶接機、スタッド溶接機、高周波アーク溶接機等	台
2921 12 抵抗溶接機	スポット溶接機、シーム溶接機、バット溶接機、高周波抵抗・誘導溶接機等	台
2921 13 電気溶接機の部分品・取付具・附属品		—
2921 91 電気溶接機・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—
★2922 内燃機関電装品（ワイヤーハーネスを含む）		
	注1：自動車、航空機などの内燃機関電装品もここに分類される。	
	注2：内燃機関用ワイヤーハーネスは292221に分類される。	
2922 11 充電発電機		台
2922 12 始動電動機		台
2922 13 磁石発電機		台
2922 19 その他の内燃機関電装品	点火用コイル、ディストリビュータ、点火せん（スパークプラグ）、点火せん用結線装置等	—
2922 21 内燃機関電装品の部分品・取付具・附属品		—
2922 91 内燃機関電装品・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2929 その他の産業用電気機械器具（車両用、船舶用を含む）		
2929 11 コンデンサ（蓄電器）	電力用コンデンサ、産業機器用コンデンサ等	—
	注：電子機器用コンデンサは282112に分類される。	
2929 12 電気炉	アーク炉、誘導炉、乾燥炉、抵抗炉等	台
2929 13 産業用電熱装置	電熱乾燥装置、赤外線乾燥装置、誘導加熱装置、抵抗加熱装置等	—
2929 14 電力変換装置	系統用電力変換装置、高周波電源装置、無停電電源装置、電動機駆動用変換装置（インバータ等）等	—
2929 15 シリコン・セレン整流器		—
2929 19 その他の整流器	水銀整流器、ゲルマニウム整流器、接触整流器、管形整流器等	—
2929 29 その他の産業用電気機械器具の部分品・取付具・附属品		—
	はんだこて、電磁石、電磁チャック（保持器）、集電装置（パンタグラフ）等	
2929 91 その他の産業用電気機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—
★2931 ちゅう房機器		
2931 11 電気がま	電子炊飯ジャー、ジャー炊飯器	—
	注：保温だけを目的とする電子ジャーは293119に分類される。	
2931 12 電子レンジ	オーブンレンジ	—
2931 13 電気冷蔵庫	電気冷凍冷蔵庫	台
2931 14 電磁調理器（卓上型を含む）	I H調理器、I Hクッキングヒーター	—
2931 19 その他のちゅう房機器	電気こんろ、電気なべ、電気ポット、トースタ、ホットプレート、電気オーブン、ジューク（ミキサを含む）、コーヒーメーカー、クッカー、食器洗い機、食器乾燥機、餅つき機、ディスポーラ等	—
2931 21 ちゅう房機器の部分品・取付具・附属品		—
2931 91 ちゅう房機器・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—

中分類 29-電気機械器具

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2932 空調・住宅関連機器		
2932 11 扇風機	卓上扇風機、天井扇風機等	台
2932 12 換気扇	ウィンドファン、空調換気扇、レンジフード換気扇等	台
2932 13 エアコンディショナ	ウインド形、セパレート形等	台
注：パッケージ形エアコンディショナは253513に分類される。		
2932 19 その他の空調・住宅関連機器	電気温水器、ヒートポンプ式給湯機、加湿器、除湿器、冷風扇、空気清浄機、家庭用タイムスイッチ等	—
2932 21 空調・住宅関連機器の部分品・取付具・附属品	—	—
2932 91 空調・住宅関連機器・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—	—
★2933 衣料衛生関連機器		
2933 11 電気アイロン	—	—
2933 12 電気洗濯機	台	—
2933 13 電気掃除機	台	—
2933 19 その他の衣料衛生関連機器	ハンドクリーナ、床みがき機、衣類乾燥機、ふとん乾燥機、ズボンプレッサ等	—
注：家庭用電気ポンプは252114に分類される。		
2933 21 衣料衛生関連機器の部分品・取付具・附属品	—	—
2933 91 衣料衛生関連機器・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—	—
★2939 その他の民生用電気機械器具		
2939 11 電気こたつ	やぐらこたつ、家具調こたつ、あんか等	—
2939 12 理容用電気器具	—	—
注：業務用を含む。		
電気かみそり、電気ぱりかん、ヘヤドライヤ、パーマネントウェーブ装置等		
2939 13 電気温水洗浄便座（暖房便座を含む）	台	—
2939 19 他に分類されない民生用電気機械器具	電気ストーブ、電気カーペット、電気温風暖房機、電気火ばち、電気足温機、電気毛布、家庭用高周波等治療器、電動鉛筆削器等	—
注1：温風暖房機は243311、石油ファンヒータは243221に分類される。		
注2：電子体温計は273921に分類される。		
2939 29 その他の民生用電気機械器具の部分品・取付具・附属品	—	—
2939 91 その他の民生用電気機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—	—

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2941 電球		
注：部品は2999の各々に分類される。		
2941 11 一般照明用電球	千個	—
2941 12 豆電球、クリスマスツリー用電球	千個	—
2941 13 自動車用電球	—	—
注：自動車用ハロゲン電球は294119に、HIDランプは294129に分類される。		
2941 19 その他の電球	—	—
赤外線電球、写真用せん光電球、パイロットランプ、反射形電球、ハロゲン電球等		
2941 21 蛍光ランプ	千個	—
直管形、環形、電球形等		
2941 29 その他の放電ランプ	—	—
水銀灯、紫外線灯、殺菌灯、ネオン灯、アーク灯、ナトリウムランプ、キセノンランプ、HIDランプ、点灯管等		
2941 91 電球（賃加工）	—	—
★2942 電気照明器具		
2942 11 白熱電灯器具	—	—
2942 12 直管蛍光灯器具	—	—
2942 13 環形管蛍光灯器具	—	—
2942 14 蛍光灯器具（直管、環形管を除く）	—	—
2942 15 水銀灯器具	—	—
2942 19 その他の電気照明器具	—	—
発電ランプ、携帯電灯、懐中電灯、点検灯、殺菌灯器具、ナトリウム灯器具、自動車用ウインカ等		
2942 21 電気照明器具の部分品・取付具・附属品	—	—
照明器具用安定器（スリムライン）、調光器等		
2942 91 電気照明器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—	—
★2951 蓄電池		
2951 11 鉛蓄電池	千個	—
車両用バッテリー、自動車用蓄電池等		
2951 12 アルカリ蓄電池	千個	—
アルカリ電池、ニッカド電池等		
2951 13 リチウムイオン蓄電池	千個	—
2951 14 蓄電池の部分品・取付具・附属品	—	—
隔離盤、極板等		
2951 91 蓄電池・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—	—
★2952 一次電池（乾電池、湿電池）		
2952 11 一次電池	—	—
積層マンガン乾電池、アルカリ乾電池、アルカリボタン電池、水銀乾電池、コイン形リチウム電池、湿電池、筒形マンガン乾電池等		
2952 12 一次電池の部分品・取付具・附属品	—	—
2952 91 一次電池・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—	—

中分類 29—電気機械器具

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2961 X 線 装 置		
	注：電子部品は28の各々に分類される。	
2961 11 医療用X線装置	診断用X線装置、歯科用X線装置、医療用X線CT装置等	—
2961 12 産業用X線装置	照射装置、計測装置、非破壊検査装置、異物検査装置、分析装置、透過写真撮影装置、産業用X線CT装置等	—
2961 13 X線装置の部分品・取付具・附属品		—
2961 91 X線装置・同部分品・取付具・附属品 (賃加工)		—
★2962 医療用電子応用装置		
	注：電子部品は28の各々に分類される。	
2962 11 医療用電子応用装置	医療用粒子加速装置、医療用放射性物質応用装置、超音波画像診断装置（循環器用、腹部用を含む）、超音波ドプラ診断装置、磁気共鳴画像診断装置（MRI）、高周波及び低周波治療器（家庭用を除く）、CTスキャン（X線装置を除く）、ペースメーカー等	—
2962 12 医療用電子応用装置の部分品・取付具・附属品		—
2962 91 医療用電子応用装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—
★2969 その他の電子応用装置		
	注1：高周波アーク・抵抗溶接機は2921の各々に分類される。	
	注2：電子部品は28の各々に分類される。	
2969 11 超音波応用装置	測深機、魚群探知機、探知機、探傷機、超音波加工機械、超音波応用溶接機、超音波洗浄装置等	—
2969 12 高周波電力応用装置	高周波誘電加熱装置、高周波誘導加熱装置、高周波ウェルダ、高周波ミシン等	—
2969 13 電子顕微鏡		—
2969 14 数値制御装置		—
2969 19 他に分類されない電子応用装置	ガイガーカウンタ、粒子加速機、レーザ装置、赤外線応用装置、磁気応用探知装置、電子ビーム応用溶接機、低周波電力応用装置等	—
2969 29 その他の電子応用装置の部分品・取付具・附属品		—
2969 91 その他の電子応用装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2971 電気計測器（別掲を除く）		
	注1：電気・電子式以外の周波数計は273919に分類される。	
	注2：電子部品は28の各々に分類される。	
2971 11 電気計器	積算電力計、電流計、電圧計、電力計、力率計、周波数計、電力需給計器等	—
2971 12 電気測定器	電圧標準計、電流標準計、回路計、周波数測定器、電波及び空中線測定器、伝送量測定器、真空管特性測定器、位相測定器、波形分析器、試験装置の測定器等	—
2971 13 半導体・IC測定器		—
	ICテスター、半導体特性測定器、集積回路測定器等	
2971 19 その他の電気計測器	物理量測定器、化学分析機器、地質探査装置、測定用補助機器等	—
2971 21 電気計測器の部分品・取付具・附属品		—
2971 91 電気計測器・同部分品・取付具・附属品 (賃加工)		—
★2972 工業計器		
	注：電子部品は28の各々に分類される。	
2972 11 工業計器	温度・熱量自動調節装置、圧力・真空自動調節装置、流体自動調節装置、液面自動調節装置、流体組成自動調節装置、自動燃焼制御装置、計測制御装置等	—
2972 12 工業計器の部分品・取付具・附属品		—
2972 91 工業計器・同部分品・取付具・附属品 (賃加工)		—
★2973 医療用計測器		
	注：電子部品は28の各々に分類される。	
2973 11 医療用計測器	生体物理現象検査用機器（体温・血圧等検査用モニタ等）、生体電気現象検査用機器（心電・脳波・筋電等検査用モニタ等）、生体現象監視用機器（集中患者監視装置、新生児モニタ等）、生体検査用機器、医療用検体検査機器（血液検査機器等）等	—
2973 12 医療用計測器の部分品・取付具・附属品		—
2973 91 医療用計測器・同部分品・取付具・附属品 (賃加工)		—

中分類 29—電気機械器具

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★2999 その他電気機械器具			金 属 く ず		
2999 11 導入線		—	2211 68 鉄くず		t
2999 12 太陽電池モジュール 太陽電池パネル		—	2399 31 非鉄金属くず		—
2999 19 他に分類されない電気機械器具 電球口金、電球・電子用タンクスティン、モリブデン製品、永久磁石、電気接点、リードフレーム、面状発熱体（グラフトカーボン）、融雪装置（電熱利用）、燃料電池（一次、二次電池以外）等		—	く ず ・ 廃 物		
2999 91 その他の電気機械器具（賃加工）		—	7966 00 製造工程からでたくず・廃物		—

中分類 30—情報通信機械器具

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名			
★3011 有線通信機械器具								
	注：電子部品は28の各々に分類される。							
3011 11 電話機	標準電話機、多機能付電話機、コードレスホン、公衆電話機、I S D N用電話機等	台	3013 15 無線応用装置	航法装置（ロラン装置等）、方向探知機、ビーコン装置、レーダ装置、着陸誘導装置、距離方位測定装置、無線位置測定装置、テレメータ・テレコントロール、G P S装置、カーナビゲーション、E T C等	—			
3011 12 電話自動交換装置	電子交換機等	—	3013 19 その他の無線通信装置	パーソナル無線装置、アマチュア用通信装置等	—			
3011 13 電話交換装置の附属装置		—	3013 91 無線通信機械器具（賃加工）		—			
3011 19 その他の電話（有線）装置	手動交換装置、有線放送装置、簡易交換電話装置、列車内電話装置、船舶内電話装置、ボタン電話装置、留守番電話装置、インターホン等	—						
3011 21 高速（超高速を含む）ファクシミリ		—	★3014 ラジオ受信機・テレビジョン受信機					
3011 22 ファクシミリ（高速を除く）		—	注1：録画機能付きテレビを含む。					
3011 29 その他の電信・画像（有線）装置	光通信装置、テレビ電話装置、テレビ会議電話装置、ビデオテックス装置、テレックス等	—	注2：電子部品は28の各々に分類される。					
3011 31 デジタル伝送装置	高周波伝送装置、符号伝送装置、変復調装置、ルーティング機器等	—	3014 11 ラジオ受信機	台	—			
3011 32 搬送装置（デジタル伝送装置を除く）		—	3014 12 プラズマテレビジョン受信機	台	—			
3011 91 有線通信機械器具（賃加工）		—	3014 13 液晶テレビジョン受信機	台	—			
★3012 携帯電話機・P H S 電話機								
	注：電子部品は28の各々に分類される。		3014 19 その他のテレビジョン受信機	—				
3012 11 携帯電話機、P H S 電話機	簡易型携帯電話機（P H S）等	—	3014 91 ラジオ受信機・テレビジョン受信機（賃加工）	—	—			
3012 91 携帯電話機・P H S 電話機（賃加工）		—						
★3013 無線通信機械器具								
	注：電子部品は28の各々に分類される。		★3015 交通信号保安装置					
3013 11 ラジオ放送装置、テレビジョン放送装置		—	注：電子部品は28の各々に分類される。					
3013 12 固定期通信装置	单一通信装置、多重通信装置等	—	3015 11 交通信号保安装置	電気信号機、機械信号機、電気転てつ器、機械転てつ器、電気運動器、分歧器、踏切しゃ断機、自動列車停止・制御装置等	—			
3013 13 その他の移動局通信装置	衛星搭載用通信装置、航空用通信装置、車両用通信装置、船舶用通信装置、タクシー無線機器装置等	—	3015 12 交通信号保安装置の部分品・取付具・附属品		—			
3013 14 携帶用通信装置（可搬用を含む）	トランシーバ、ポケットベル等	—	3015 91 交通信号保安装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—			
★3019 その他の通信機械器具・同関連機械器具								
	注1：ハンドサイレンは259112に分類される。							
	注2：電子部品は28の各々に分類される。							
			3019 11 火災報知設備	火災警報装置	—			
			3019 19 他に分類されない通信関連機械器具	防犯警報装置、発光信号装置、通報信号装置、モータサイレン、ガス警報機等	—			
			3019 91 その他の通信機械器具・同関連機械器具（賃加工）		—			

中分類 30一情報通信機械器具

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製品番号及び 賃加工品番号	製品名及び賃加工品名	数量単位名	製品番号及び 賃加工品番号	製品名及び賃加工品名	数量単位名
★3021 ビデオ機器			3023 21	スピーカーシステム、マイクロホン、イヤホン、音響用ピックアップ類等（完成品）	-
	注1：業務用も含む。		3023 22	電気音響機械器具の部分品・取付具・附属品	-
	注2：電子部品は28の各々に分類される。			注：磁気ヘッドは282212に分類される。	
3021 11	録画・再生装置 ビデオテープレコーダ、ビデオディスクプレーヤ、ブルーレイレコーダ、DVDプレーヤ、DVDレコーダ等	台	3023 91	電気音響機械器具・同部分品・取付具・附属品（貨加工）	-
3021 12	ビデオカメラ（放送用を除く） 防犯カメラ、防犯用VTR装置、産業用VTR装置等	台			
	注：放送用ビデオカメラは301311に分類される。				
3021 13	ビデオ機器の部分品・取付具・附属品 注1：録音ずみテープ・ディスクは3296の各々に分類される。 注2：磁気テープ・ディスク（生のもの）は2832の各々に分類される。 注3：磁気ヘッドは282212に分類される。	-			
3021 91	ビデオ機器・同部分品・取付具・附属品（貨加工）	-			
★3022 デジタルカメラ					
3022 11	デジタルカメラ 電子スチルカメラ等	台	★3031 電子計算機（パーソナルコンピュータを除く）		
3022 12	デジタルカメラの部分品・取付具・附属品	-		注：電子部品は28の各々に分類される。	
3022 91	デジタルカメラ・同部分品・取付具・附属品（貨加工）	-	3031 11	はん用コンピュータ	-
			3031 12	ミッドレンジコンピュータ オフィスコンピュータ、ワークステーション等	-
			3031 13	電子計算機の部分品・取付具・附属品	-
			3031 91	電子計算機・同部分品・取付具・附属品（貨加工）	-
★3023 電気音響機械器具			★3032 パーソナルコンピュータ		
	注1：録音ずみテープ・ディスクは3296の各々に分類される。シンセサイザーは324921に分類される。			注：電子部品は28の各々に分類される。	
	注2：スピーカ（単体のもの）、マイクロホンなどの音響部品は282211に分類される。		3032 11	パーソナルコンピュータ	-
	注3：電子部品は28の各々に分類される。		3032 12	パーソナルコンピュータの部分品・取付具・附属品	-
3023 11	ステレオセット	台	3032 91	パーソナルコンピュータ・同部分品・取付具・附属品（貨加工）	-
3023 12	カーステレオ	台			
3023 13	デジタルオーディオディスクプレーヤ CDプレーヤ（自動車用を含む）、MDプレーヤ等	-	★3033 外部記憶装置		
3023 14	ハイファイ用アンプ プリアンプ、メインアンプ、ステレオアンプ・レシーバ等	台		注：電子部品は28の各々に分類される。	
3023 15	ハイファイ用・自動車用スピーカーシステム	-	3033 11	磁気ディスク装置	-
3023 16	補聴器	-	3033 12	光ディスク装置	-
3023 19	その他の電気音響機械器具 ラジカセ（CDプレーヤ付を含む）、ヘッドホンステレオ、デジタルオーディオプレーヤ、テープデッキ、拡声装置、ジュエクボックス、レコードプレーヤ、カラオケ（CD又はミュージックテープ用）、I Cレコーダ等	-	3033 19	その他の外部記憶装置 磁気テープ装置、磁気ドラム装置、U S Bメモリ、フレキシブルディスク装置等	-
			3033 21	外部記憶装置の部分品・取付具・附属品	-
			3033 91	外部記憶装置・同部分品・取付具・附属品（貨加工）	-
★3034 印刷装置			★3034 印刷装置		
				注：電子部品は28の各々に分類される。	
			3034 11	印刷装置 シリアルプリンタ、ラインプリンタ、作図装置（プロッター）等	-
			3034 12	印刷装置の部分品・取付具・附属品	-
			3034 91	印刷装置・同部分品・取付具・附属品（貨加工）	-
★3035 表示装置			★3035 表示装置		
			3035 11	表示装置 ディスプレイ（電子計算機用）等	-
			3035 12	表示装置の部分品・取付具・附属品	-
			3035 91	表示装置・同部分品・取付具・附属品（貨加工）	-

中分類 30－情報通信機械器具

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★3039 その他の附属装置					
	注：電子部品は28の各々に分類される。				
3039 11 金融用端末装置	現金自動預け払い機（A T M）、キャッシュディスペンサー（C D）等	—	2211 68 鉄くず		t
3039 19 その他の端末装置	P O S 端末装置、タブレット型端末装置、予約装置等	—	2399 31 非鉄金属くず		—
3039 29 その他の入出力装置	光学文字読取装置（O C R）、光学マーク読取装置（OMR）等	—	8066 00 製造工程からでたくず・廃物		—
3039 39 他に分類されない附属装置	データ作成装置、データ変換装置等	—			
3039 41 その他の附属装置の部分品・取付具・附属品		—			
3039 91 その他の附属装置・同部分品・取付具・附属品（賃加工）		—			

中分類 31—輸送用機械器具

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★3111 自動車（二輪自動車を含む）					
	注：サンドバギー車、ポケットバイク、ゴーカー トは325319に、ゴルフカート（ゴルフカーを 含む）は319919に分類される。		3113 13	二輪自動車・モータスクーター用内燃機関	台
3111 11	軽・小型乗用車（気筒容量2000ml以下 (シャシーを含む)	台	3113 14	自動車用内燃機関の部分品・取付具・附 属品	—
3111 12	普通乗用車（気筒容量2000mlを超える もの）(シャシーを含む)	台		ラジエータ、オイルストレーナ（自動車用） オイルフィルタ（自動車用）、ピストン、 吸気弁、排気弁、燃料ポンプ、キャブレタ (化器)、空気清浄器、燃料噴射装置等	—
3111 13	バス	台	3113 15	駆動・伝導・操縦装置部品	—
3111 14	トラック（けん引車を含む） ワゴン車(貨物車に限る)、ライトバン、 ジープ等	台		ディファレンシャルギヤ（自動車用）、ト ランスマッシュョン、クラッチ装置、ステア リング装置、タイロッド、プロペラシャフ ト、ユニバーサルジョイント、車輪（ホイ ール）、ハンドル、自動変速装置等	—
3111 15	特別用途車 救急車、パトロールカー、霊きゅう車、塵 芥収集車、宣伝車、無線車、ガソリンタン ク車、コンクリートミキサー車、散水車、 給水車、消防車、工作車、ダンプカー、雪 上車、クレーン付トラック等	台	3113 16	懸架・制動装置部品	—
3111 16	バス・トラックシャシー	台		ブレーキ、ショックアブソーバ、ブレーキ 倍力装置、ブレーキシリンダ、ブレーキパ イプ、ブレーキシュー等	—
3111 17	二輪自動車（原動機付自転車、モータス クーターを含む）(125ml以下のもの)	台	3113 17	シャシー部品、車体部品	—
3111 18	二輪自動車（側車付、モータスクーターを 含む）(125mlを超えるもの)	台		ドアヒンジ、ドアハンドル、ドアロック、 燃料タンク、窓枠、窓ガラス開閉装置、排 気管、消音器(マフラー)、ワイパー等	—
3111 91	自動車（二輪自動車を含む）(賃加工)	—	3113 18	カーエアコン	—
★3112 自動車車体・附隨車			3113 21	カーヒータ	—
3112 11	乗用車ボデー	—	3113 22	座席（完成品に限る）	—
3112 12	バスボデー	—	3113 29	その他の自動車部品（二輪自動車部品を 含む） バックミラー、カーライター（自動車用）、 ホイルキャップ等	—
3112 13	トラックボデー	—	3113 31	KDセット（乗用車、バス、トラック）	—
3112 14	特別用途車ボデー	—	3113 32	KDセット（二輪自動車）	—
3112 15	トレーラ（トレーラシャシー、ボデーを含む）	—	3113 91	自動車部分品・附属品（二輪自動車を 含む）(賃加工)	—
3112 91	自動車車体・附隨車（賃加工）	—			
★3113 自動車部分品・附属品					
注1	ワイヤーハーネスは292221に分類される。		★3121 鉄道車両		
注2	自動車、航空機などの内燃機関電装品は、2922に分類される。		3121 11	機関車	台
注3	ピストンリングは259511に分類される。			電気機関車、内燃機関車、蒸気機関車、蓄 電池機関車等	
注4	プレスし放しの部品は245111、245211に分類される。			注：産業用機関車は315919に分類される。	
注5	蓄電池（バッテリー）は295111に、ナビゲーションシステム は301315に分類される。		3121 12	鉄道用電車（動力付）	台
注6	自動車用座席（シート）については、自動車用の座席として すぐ取り付けられるものは311322、シートの縫製は、材質に よって、合成皮革、ビニールレザーの場合は182511、布の 場合は119919に分類される。		3121 13	内燃動車	台
注7	自動車用ヘッドライトは2942に分類される。			ディーゼルカー等	
注8	スピードメータ、タコメータ等の計器は273919に分類される。		3121 14	鉄道用被けん引客車、電車	台
注9	シートベルト、エアバック（インフレータを含む）、チャイ ルドシートは329913に分類される。		3121 15	鉄道用貨車	台
注10	試作品モデル、デザインモデルは329511に分類される。			有がい車、無がい車、炭水車、タンク車、 ホッパー車等	
3113 11	自動車用ガソリン機関（ガソリンエンジン）	台	3121 19	その他の鉄道車両	—
3113 12	自動車用ディーゼル機関（ディーゼルエ ンジン）	台		排雪車、ケーブルカー、特殊車両、鉄道車 両修理等	
			3121 91	鉄道車両（賃加工）	—

中分類 31—輸送用機械器具

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
-------------------	-------------	-------

★3122 鉄道車両用部分品

3122 11 機関車の部分品・取付具・附属品 台わく、弁装置、動力逆転ギヤ、動輪、 機関車用車輪、ブレーキ装置、ジャン パ連結器、ドア等	—
3122 12 電車・客貨車の部分品・取付具・附属品 ブレーキ装置、ジャンパ連結器、ドア等	—
3122 91 鉄道車両用部分品（賃加工）	—

★3131 船舶製造・修理

注1：改造修理を含む。数量単位名が隻／総tとなっているものは、隻、総tの両方を、隻、総tの順番で記入し、隻数は○で囲んでください。なお、数量単位名が隻だけになっているものについては、隻数を○で囲まないでください。
注2：船舶塗装（下請け）のみを行う場合、又は船舶用家 具等取付工事等は建設業（その他の収入の740000 建設業収入）となります。

3131 11 鋼製客船の新造(20総t以上の動力船)	隻／総t
3131 12 鋼製貨客船の新造(20総t以上の動力船)	隻／総t
3131 13 鋼製貨物船の新造(20総t以上の動力船)	隻／総t
3131 14 鋼製油そう船の新造(20総t以上の動力 船)	隻／総t
3131 15 鋼製漁船の新造(20総t以上の動力船)	隻／総t
3131 16 特殊用途鋼製船舶の新造(20総t以上の 動力船) 気象観測船、練習船、鉄道連絡船、監視船、 救難船、消防船、ケーブル船、給水船、工 作船、測量船等	隻／総t

● 総トン（総t）：船の容積の2.83m³が1総トンです。

3131 17 軍艦の新造	隻
3131 18 鋼製無動力船の新造	隻
3131 21 鋼製動力船の新造（20総t未満）	隻
3131 22 鋼製船舶の船体	一
3131 23 鋼製国内船舶の改造・修理	隻
3131 24 鋼製外国船舶の改造・修理	隻
3131 25 軍艦の改造・修理	隻
3131 26 木造船舶の新造・改造・修理(20総t以上) 木造船舶、木造客船、木造貨物船、木造 無動力船、木造船舶の船体、木造船舶の 改造・修理（20総t以上）等	—
3131 91 船舶新造・改造・修理（賃加工）	—

★3132 船体ブロック

3132 11 船体ブロック	—
3132 91 船体ブロック（賃加工）	—

★3133 舟艇製造・修理（注：改造、修理を含む）

3133 11 木製・金属製舟艇（鋼船を除く）の新造	隻
3133 12 プラスチック製舟艇の新造	隻
3133 13 舟艇の改造・修理	隻
3133 91 舟艇の新造・改造・修理（賃加工）	—

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
-------------------	-------------	-------

★3134 船用機関

注1：船用機関の修理は890000修理料収入に分類 される。 注2：ヒーティングコイルは292913に分類 される。
3134 11 船用ディーゼル機関
3134 19 その他の船用機関
舶用焼玉機関、舶用蒸気機関、舶用電気 点火機関、舶用ガスタービン、舶用蒸氣 タービン等
3134 21 船用機関の部分品・取付具・附属品 過給機
3134 91 船用機関・同部分品・取付具・附属品 (賃加工)

★3141 航空機

注：航空機用原動機は314211に、ハンググライ ダーは325319に分類される。
3141 11 飛行機
3141 12 ヘリコプター
3141 19 その他の航空機
グライダー、飛行船、気球等
3141 21 航空機の修理・オーバーホール
3141 91 航空機（賃加工）

★3142 航空機用原動機

3142 11 航空機用エンジン
3142 12 航空機用エンジンの修理・オーバーホール
3142 13 航空機用エンジンの部分品・取付具・附属品
3142 91 航空機用エンジン・同部分品・取付具・ 附属品（賃加工）

★3149 その他の航空機部分品・補助装置

3149 19 その他の航空機部分品・補助装置 プロペラ、回転翼、主翼、胴体、尾部、降 着装置、パラシュート、操縦訓練用設備、 バルブ等
3149 91 その他の航空機部分品・補助装置（賃加工）

★3151 フォークリフトトラック・同部分品・附属品

3151 11 フォークリフトトラック
3151 12 フォークリフトトラックの部分品・取付具・ 附属品
3151 91 フォークリフトトラック・同部分品・取付具・ 附属品（賃加工）

中分類 31—輸送用機械器具

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★3159 その他産業用運搬車両・同部分品・附属品					
3159 11 構内運搬車（けん引車を含む）	蓄電池運搬車、内燃機関運搬車、動力付運搬車等	台	3191 16 自転車の部分品・取付具・附属品	リム、スポーク、ハンドル、ギヤ、クラシック、フリーホイール、ハブ、ブレーキ、サドル、スタンド、ベル、荷台、どろよけ、ペダル、空気入れポンプ、バルブ等	—
3159 19 他に分類されない産業用運搬車両	産業用機関車、産業用貨車、ストラドルキヤリア、道路用スイーパー、構内用スイーパー、産業用トレーラ（農業用を含む）等	—	3191 91 自転車・同部分品（賃加工）	—	—
3159 21 その他の産業用運搬車両の部分品・取付具・附属品	—	—	★3199 他に分類されない輸送用機械器具		
3159 91 その他の産業用運搬車両・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—	—	3199 11 飛しょう体、同部分品・附属品	ロケット、人工衛星、宇宙船、気象観測用バルーン等	—
★3191 自転車・同部分品					
3191 11 軽快車、ミニサイクル、マウンテンバイク	台	3199 19 他に分類されない輸送用機械器具、同部分品・取付具・附属品	荷車、リヤカー、人力車、手押車、台車、ショッピングカー、荷牛馬車、そり、キャスター、ハンドパレットトラック、ゴルフカート、ゴルフカー、ハンドトラック、車いす（電動式）、電動カート等	—	—
3191 12 子供車（車輪の径の呼び12～24インチのもの）	台	3199 91 他に分類されない輸送用機械器具・同部分品・取付具・附属品（賃加工）	—	—	—
3191 13 特殊車（スポーツ、実用車を含む）	台	金屬くず			—
一輪車、分解車、タンデム車、競技車、電動アシスト自転車等	台	2211 68 鉄くず	t	—	—
3191 14 車いす（手動式）	台	2399 31 非鉄金属くず	—	—	—
注：車いす（電動式）は319919に分類される。			くず・廃物		
3191 15 自転車用フレーム（完成品に限る）	台	8166 00 製造工程からでたくず・廃物	—	—	—
◎「製造品出荷額等」の船舶数量の記入について					

記入例

12 製造品の出荷額、在庫額等																			
ア 品目別製造品出荷額（年間）（酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含む）																			
	番号					製造品名	数量 単位名	数量	金額										
	3	1	3	1	1		隻／総t	②11600	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円		
	3	1	3	1	2		隻	4						1	0	8	9	5	5
						特殊用途鋼製船舶の新造													
						鋼製国内船舶の改造修理													

注1：船舶艤装品については、特に分類項目を設げず、個々の製品別に、以下に示す例のように記入してください。□

船舶艤装品と記入するのは誤りなので特に注意してください。

- (例) マスト（木製）—129919
- 家具—131119、131219
- 鎖（鍛造のもの）—235411
- いかり（鍛造のもの）—225411
- いかり（鋳造のもの）—225311、225312
- 配管工事用品—243111～243113
- 暖房装置—243229
- ワイヤロープ（鋼索）—247913
- ポンプ—252111～252121

デリック—253319

操舵機—253119

消火器—259111

照明器具—294211、294221

船舶用通信装置—301313

無線距離方位測定装置—301315

信号装置—301919

ジャイロ計器、磁気コンパス—273711

●総トン（総t）：
船の容積の2.83m³が
1総トンです。

注2：船舶、鉄道車両の改造・修理及び航空機又は航空機エンジンの修理・オーバーホールを行っている事業所で、それらの完成品の製造設備・能力がある場合は、各々の該当する製造品番号に分類してください。製造設備・能力がない場合は、その他収入額に「890000 修理料収入」として記入してください。

改 造 ・ 修 理 の 内 容			自己所有の原材料による改造修理	他から原材料の支給を受けて改 造・修理
※鉄道車両の改造・修理			312119	312191
船舶の改造・修理	鋼 船	鋼船国内船舶	313123	313191
		鋼船外国船舶	313124	
		軍 艦	313125	
	木造船舶		313126	313191
	舟 艇		313313	313391
	航空機の修理・オーバーホール		314121	314191
航空機用エンジンの修理・オーバーホール			314212	314291

※自家用の鉄道車両の
改 造・修理は製造業
に分類されません。

中分類 32—その他の製品

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名	製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★3211 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）製品					
	注1：完成品のみ。部品、附属品、中間製品は細分類3212の各製造品に分類される。			3221 11 身辺細貨品（すず・アンチモン製品を含む）	-
	注2：すず・アンチモン製品は細分類3221の各製品に分類される。			人造真珠身辺細貨品、首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、ロケット、カフスボタン、コンパクト、パッジ、バックル、メダル、くし、時計バンド（なめし革製は209919に分類される）、手鏡（枠付きのもの）、化粧用品、たばこセット等	
	注3：貴金属製時計側は細分類3231の各製造品に分類される。			3221 12 装飾品、置物類（すず・アンチモン製品を含む）	-
3211 11 貴金属製装身具（宝石、象牙、亀甲を含む）	首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、カフスボタン、タイピン等	-		食卓用品、賞杯、象眼品、インキスタンド、机上用品、宗教用品等	
	注：貴金属めっき製品を含む。			注：陶磁器製置物は214311に分類される。	
3211 12 天然・養殖真珠装身具（購入真珠によるもの）	首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、カフスボタン、タイピン等	-	3221 13 宝石箱、小物箱（すず・アンチモン製品を含む）	-	
	注1：人造真珠は219922に分類される。		時計ケース（内装又は外装を施してあるもの）、眼鏡ケース等		
	注2：人造真珠製の身辺細貨品は322111に分類される。		3221 14 装身具・装飾品（貴金属・宝石製を除く）の部分品・附属品	-	
3211 91 貴金属・宝石製装身具（賃加工）		-	3221 91 装身具・装飾品（賃加工）	-	
★3212 貴金属・宝石製装身具（ジュエリー）附属品・同材料加工			★3222 造花・装飾用羽毛		
3212 11 貴金属・宝石製装身具附属品、同材料加工品、同細工品	座金、針金、管、宝石の切断・研磨取付け、真珠連、真珠のせん孔品等	-	注：材料のいかんを問わない。ドライフラワーは329919に分類される。		
3212 91 貴金属・宝石製装身具附属品・同材料加工品・同細工品（賃加工）		-	3222 11 造花、装飾用羽毛 羽根、羽毛等	-	
★3219 その他の貴金属製品			3222 91 造花・装飾用羽毛（賃加工）	-	
3219 11 その他の貴金属・宝石製品（装身具・装飾品を除く）	たばこケース、コンパクト、ナイフ、フォーク、スプーン、化粧用品、宗教用具、賞杯、象眼品、インキスタンド、花瓶、皿、洋食器等	-	★3223 ボタン		
3219 19 その他の貴金属・宝石製品（装身具・装飾品を除く）の附属品、同材料加工品、同細工品		-	3223 11 プラスチック製ボタン	-	
3219 91 その他の貴金属・宝石製品（装身具・装飾品を除く）・同附属品・同材料加工品・同細工品（賃加工）		-	3223 19 その他のボタン（ボタン型を含む） 貝製ボタン、金属製ボタン等	-	
★3221 装身具・装飾品（貴金属・宝石製を除く）			3223 91 ボタン（賃加工）	-	
	注：貴金属・宝石製は細分類3211～3219の各製造品に、陶磁器製は214311に、ガラス製は211919に、七宝製は219921に、人造宝石は219922に分類される。		★3224 針・ピン・ホック・スナップ・同関連品		
			注1：工業用ファスナーの金属製のものは248119に、プラスチック製のものは183319に分類される。		
			注2：メリヤス針は263412に、医療用針は274111に分類される。		
			注3：つり針は325317に分類される。		
			3224 11 縫針、ミシン針	万本	
			3224 12 スライドファスナー	-	
			3224 13 スナップ、ホック	-	
			3224 19 その他の針、同関連品 ヘアピン、ステープラ用針、虫ピン、編針、クリップ、止め金、画びょう、はとめ、面ファスナー、安全ピン等	-	
			3224 91 針・ピン・ホック・スナップ・同関連品（賃加工）	-	

中分類 32—その他の製品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★3229 その他の装身具・装飾品		
3229 11	かつら、かもじ（人形の髪を含む） かつら、かもじ、ウィッグ等	—
3229 19	他に分類されない装身具・装飾品	—
3229 91	その他の装身具・装飾品（賃加工）	—

★3231 時計・同部分品

注：デジタル時計は323111～323119の各々に
分類される。

3231 11	ウォッチ（ムーブメントを含む） 腕時計、電池時計、懐中時計等	個
3231 12	クロック（ムーブメントを含む） 機械時計、置時計、目覚時計、掛時計、計器盤時計（自動車、航空機用）、設備時計、自動車用時計等	—
3231 19	その他の時計 ストップウォッチ、タイマー時計等	—
3231 21	時計の部分品 半組立品、文字盤、ぜんまい、針、ばね棒、振り玉、歯車、ねじ等	—
	注：時計用ガラスは211919、プラスチック製は 189719に分類される。	
3231 31	携帯時計側	—
3231 39	その他の時計側	—
3231 91	時計・同部分品（賃加工）	—

★3241 ピアノ

3241 11	ピアノ	台
	注1：ミュージックワイヤの両端をフレームに、 ピン及びチューニングピンでとめてあるもの のをいう。これ以外のものは、木製がん具 に分類される。	
	注2：電気ピアノ、電気オルガンは324919に分類 される。	

★3249 その他の楽器・楽器部品・同材料

3249 11	電子楽器	—
	電子オルガン、キーボードシンセサイザ、 電子キーボード、電子ピアノ等	
3249 12	ギター（電気ギターを含む）	本
3249 19	その他の洋楽器、和楽器 ハーモニカ、アコーディオン、管楽器、弦 楽器、打楽器、三味線、琴、尺八、鼓、和 太鼓、オルゴール、電気ピアノ、笛等	—
3249 21	楽器の部分品・取付具・附属品 木管リード、パイプ、ギターマイク、こま、 弦、オルゴールのムーブメント、シンセサ イザ、ピアノフレーム等	—
3249 91	その他の楽器・楽器部品・同材料 (賃加工)	—

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★3251 娯楽用具・がん具（人形を除く）		
	注1：エンジン、モーター、ぜんまい等を内蔵し たものは325113金属製がん具に分類される。 人形は細分類3252の各々の製品に、児童 乗物は325116に分類される。	
	注2：ゲームセンター等で業務用に用いられるテ レビゲーム機は272212に、パチンコ台等は 272211に分類される。	
3251 11	かるた、すごろく、トランプ、花札、囲碁、 将棋、チェス、麻雀ぱい、ゲーム盤等	—
3251 12	電子応用がん具 テレビゲーム、ゲームウォッチ、ゲーム電 卓、ラジコンカー、電子楽器がん具等	—
3251 13	金属製がん具 刀（がん具）、ミニチュアカー、メリーゴ ーランド、トランシーバ（がん具）等	—
3251 14	プラスチックモデルキット	—
3251 15	空気入りビニルがん具	—
3251 16	児童乗物（部分品、附属品を含む） 歩行補助機、ベビーカー、三輪車、自動車、 スクータ、自転車（車輪の径の呼び12イン チ未満のもの）等	—
3251 19	その他のプラスチック製がん具 プラスチック製積木・自動車・飛行機・虫 めがね・虫かご、ビニル製たこ等	—
3251 29	その他の娯楽用具・がん具 縫いぐるみ動物、木製がん具（竹製がん具、 羽子板、こま、積木を含む）、陶磁器が ん具、クリスマス用品、仮装用品、鯉のぼ り、紙製がん具、紙たこ、風船、折紙、塗 り絵、クラッカー等	—
	注：クリスマス用等の飾り電球は294112に、花 火は329111に分類される。	
3251 31	娯楽用具・がん具の部分品・附属品 テレビゲーム用コントローラ等	—
	注：がん具用のばね・ぜんまいは249214に、電子 応用がん具用のカセットは329613に分類され る。	
3251 91	娯楽用具・がん具（賃加工）	—
★3252 人形		
3252 11	日本人形、西洋人形、縫いぐるみ人形 京人形、博多人形、こけし人形等	—
	注：縫いぐるみ動物は325129に分類される。	
3252 12	節句人形、ひな人形	—
3252 19	その他の人形	—
3252 21	人形の部分品・附属品 人形ドレス、人形衣服、ひな壇、ひな道 具等	—
	注：人形の髪は322911に分類される。	
3252 91	人形（賃加工）	—

中分類 32—その他の製品

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★3253 運動用具		
	注1：帽子、ユニホーム、靴、ベルト等は各々の産業に分類される。	
	注2：ネット地は115311に分類される。	
	注3：ヘルメットは329913に分類される。	
3253 11	野球・ソフトボール用具 野球ボール、ソフトボール、グローブ、ミット、バット、ベース、防具類等	—
3253 12	バスケットボール・バレー・ラグビー・サッカー等用具 ボール、チューブ、防具類等	—
3253 13	テニス・卓球・バドミントン用具 テニスボール、ラケット、卓球台、シャトルコック等	—
3253 14	ゴルフ・ホッケー用具 ゴルフボール、クラブ、ティー、ホッケー用スティック、パック、防具類等	—
3253 15	スキーや水上スキー・スケート用具 スキー、ストック、ローラースケート、スケートボード、継具等	—
3253 16	トラック・フィールド用具、体操用具 円盤、砲丸、やり、ハンマー、ポール、バー、ハードル、バトン、とび箱、踏切板、平行棒、鉄棒、つり輪、あん馬等	—
3253 17	釣道具、同附属品 釣ざお、釣糸、釣針、うき、びく、リール（電動リールを含む）等	—
3253 19	注：漆塗りの釣りざおは327119に分類される。 その他の運動用具 ビリヤード台、ぶらんこ、すべり台、空気銃、獵銃、剣道用具、ボクシング用具、フェンシング用具、ボウリング用具、ゴーカート、ハンググライダー、サンドバギー車、ゲートボール用具、弓矢等	—
3253 21	運動用具の部分品・附属品	—
3253 91	運動用具（賃加工）	—
★3261 万年筆・ペン類・鉛筆		
3261 11	万年筆	千本
3261 12	シャープペンシル	千本
3261 13	万年筆・シャープペンシル部分品、ペン先、ペン軸 万年筆用ペン先、スペインキ（カートリッジ式、充てんずみのもの）、シャープペンシル軸、鉄筆、ガラスペン等	—
3261 14	ボールペン	—
3261 15	マーキングペン 蛍光ペン、サインペン、フェルトペン等	—
3261 16	ボールペン・マーキングペン部分品	—
3261 17	鉛筆 黒芯鉛筆、色芯鉛筆等	グロス
3261 18	鉛筆軸、鉛筆芯（シャープペンシルの芯を含む）	—
3261 91	万年筆・ペン類・鉛筆（賃加工）	—

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★3262 毛筆・絵画用品（鉛筆を除く）		
3262 11	水彩絵具	—
3262 19	毛筆、その他の絵画用品 クレヨン、パステル、毛筆、画筆、油絵具、絵画用木炭、パレット、ナイフ、スケッチボックス、キャンバス、画架、画板、画布、美術用ワックス、ポスターカラー、絵絹、定着液等	—
3262 91	毛筆・絵画用品（賃加工）	—
★3269 その他の事務用品		
3269 11	印章、印肉、スタンプ、スタンプ台 焼印、ゴム印、朱肉、ナンバリング等	—
3269 12	図案・製図用具 定規、コンパス、製図板、T定規、三角定規等	—
	注：定規のうち、目盛りのあるものは中分類27に分類される。	
3269 13	事務用のり、工業用のり 注：合成のりは169919に、ゴムのりは193319に分類される。	—
3269 19	他に分類されない事務用品 計算尺、そろばん、謄写版、ステープラ（ホッチキス）、筆箱、すずり箱、印箱、プラスチック製文房具、穴あけ機、鉛筆削器、墨汁、千枚通し、黒板ふき等	—
	注1：プラスチック製消しゴムは189719に、ゴム製は199919に分類される。	
	注2：そろばん玉は326921に分類される。	
	注3：電動鉛筆削器は293919に、電動穴あけ機は271919に分類される。	
	注4：ガムテープ、インクリボンはベースの材質により分類される。	
	注5：インク及び修正液は169919に分類される。	
	注6：クリップ、ステープラ（ホッチキス）の針は322419に分類される。	
3269 21	その他の事務用品の部分品・附属品	—
3269 91	その他の事務用品（賃加工）	—
★3271 漆器		
	注：カシュー塗りを含む。生地の材質を問わない。	
3271 11	漆器製家具 テーブル、机、鏡台、仏壇、什器等	—
3271 12	漆器製台所・食卓用品 はし、ぜん、盆、重箱、菓子容器等	—
3271 19	その他の漆器製品 小物箱、化粧箱、美術品、装飾品、仏具、金属漆器、漆工芸品、漆器製宗教用具等	—
3271 91	漆器（賃加工）	—

中分類 32—その他の製品

数量単位名が一となっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★3281 麦わら・パナマ類帽子・わら工品		
3281 11	麦わら・パナマ類帽子、帽体(紙いと帽子、絹木帽子を含む) さなだ帽子、麦わら帽子等	—
3281 19	その他のわら工品 わら縄、かます、俵、養蚕用品、わら細工品等	—
3281 91	麦わら・パナマ類帽子・わら工品(賃加工)	—
★3282 畳		
3282 11	畳、畳床	畳
	注:プラスチック製畳床は中分類18の製造品に分類される。	
3282 12	畳表 い草畳表、合成繊維製畳表、プラスチック製畳表等	畳
3282 13	花むしろ、ござ	—
3282 91	畳・むしろ類(賃加工)	—
★3283 うちわ・扇子・ちょうちん		
	注:材料のいかんを問わない。	
3283 11	うちわ、扇子(骨を含む) 羽根扇子、うちわ等	—
3283 12	ちょうちん(骨を含む)	—
3283 91	うちわ・扇子・ちょうちん(賃加工)	—
★3284 ほうき・ブラシ		
3284 11	歯ブラシ	—
	注:電動歯ブラシは293319に分類される。	
3284 19	その他のブラシ 化粧用ブラシ、靴ブラシ、ワイヤーブラシ、たわし、はけ、ペンキ用ローラ等	—
3284 21	清掃用品 竹ぼうき、畳ぼうき、くまで、はたき、針金ぼうき、草ぼうき、さらさら、モップ等	—
	注:布製ぞうきん及びモップの布の部分は119919に分類される。紙製ぞうきんは149939に分類される。	
3284 91	ほうき・ブラシ(賃加工)	—
★3285 喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)		
	注:完成品のみ。ライター及び喫煙用具の部品は材質により分類される。	
3285 11	喫煙用具 たばこ用ライター、たばこ用ケース、たばこ用フィルター(カートリッジ式のもの)、喫煙パイプ、きせる等	—
	注1:自動車用ライターは311329に分類される。 注2:灰皿は材質により各々の産業に分類される。フィルタープラグは329919に分類される。	
3285 91	喫煙用具(賃加工)	—

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★3289 その他の生活雑貨製品		
3289 11	洋傘(パラソル、男女児兼用を含む)	本
3289 19	その他の傘、傘部分品 和傘、和傘部分品、洋傘骨、洋傘部分品等	—
3289 21	マッチ(軸木、箱を含む)	—
3289 22	魔法瓶、魔法瓶ケース(ジャー、ジャー ケースを含む)	—
	注:ガラス製中瓶は211911に、電子炊飯ジャーは293111に分類される。	
3289 29	他に分類されない生活雑貨製品	—
3289 91	その他の生活雑貨製品(賃加工)	—
★3291 煙火		
3291 11	煙火(がん具用を含む) 花火、信号用煙火、がん具用煙火、せん光 弾、鉄道信号用煙火、観賞用煙火、爆竹等	—
3291 91	煙火(賃加工)	—
★3292 看板・標識機		
	注:ほうろう製看板・標識は219919に分類される。	
3292 11	看板、標識機、展示装置(電気的、機械的でないもの) 道路標識、広告塔、アドバルーン等	—
3292 12	看板、標識機、展示装置(電気的、機械的なもの) 電光表示器、ネオンサイン等	—
3292 91	看板・標識機(賃加工)	—
★3293 パレット		
	注:材料のいかんを問わない。	
3293 11	パレット 木製パレット、金属製パレット、プラスチック製パレット等	—
	注:絵画用パレットは326219に分類される。	
3293 91	パレット(賃加工)	—
★3294 モデル・模型		
3294 11	マネキン人形、人台	—
3294 19	その他のモデル、模型 地球儀、果物模型、食品模型、人体模型等	—
3294 91	モデル・模型(賃加工)	—
★3295 工業用模型		
3295 11	工業用模型(木型を含む) 鋳造模型、デザインモデル、試作品モデル等	—
3295 91	工業用模型(木型を含む)(賃加工)	—

中分類 32—その他の製品

数量単位名がーとなっている品目は、数量を記入する必要がありません。

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
★3296 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）		
	注：録音・録画される前の生のテープは283213に、同ディスクは283212に分類される。	
3296 11 音響用情報記録物	オーディオディスクレコード、オーディオテープレコード等	—
3296 12 映像用情報記録物	ビデオディスクレコード、ビデオテープレコード等	—
3296 13 ゲーム用の記録物	電子応用がん具用カセット等	—
3296 19 その他の情報記録物	プリペイドカード（テレホンカード等）、コンピュータソフトフロッピーディスク、辞書フロッピーディスク、電子手帳用情報カード等	—
3296 91 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）（賃加工）		—
★3297 眼鏡（枠を含む）		
3297 11 眼鏡	サングラス、老眼鏡等	—
3297 12 眼鏡枠		—
3297 13 眼鏡レンズ（コンタクトレンズを含む）		—
3297 14 眼鏡の部分品	テンプル、ブリッジ、眼鏡枠の部品（プラスチック）等	—
3297 91 眼鏡（賃加工）		—
★3299 他に分類されないその他の製品		
3299 11 繊維壁材（化粧用吹付材を含む）		—
3299 12 線香類		k g
	注：蚊とり線香は165211に分類される。	
3299 13 人体安全保護具、救命器具	呼吸保護具、顔面保護具、安全衣、安全ベルト、救命胴衣、救命浮環、救命用ゴムボート、救命索発射機、救命シュート、消防用救命器具、保安帽、ゴーグル、シートベルト、ヘルメット等	—
	注1：保安帽帽体の金属製は249919に、同プラスチック製は184419に分類される。	
	注2：ゴム製のウェットスーツは199919に分類される。	

製造品番号及び 賃加工品番号	製造品名及び賃加工品名	数量単位名
3299 14 ユニット住宅		
	注1：プレハブ住宅は構造材の材質により分類される。 木質系→122413 鉄骨系→244411 コンクリート系→212322	
	注2：ツー・バイ・フォー住宅は122411に分類される。	
3299 15 ルームユニット	バスユニット、トイレユニット、複合ユニット等	—
	注：システムキッチンは131112（木製）、131214（金属製）に分類される。	
3299 19 他に分類されないその他の製品	ランプかさ（ガラス製、金属製を除く）、葬儀用品、オガライト、フィルタープラグ、処理馬毛、処理豚毛、天然テグス、魚りんはく、パールエッセンス、くつ中敷（革製を除く）、つえ、たどん、懐炉灰、貝細工品、リノリウム、鳥獣魚類のはく製、押絵、幻灯スライド、懐炉、真珠核（貝殻製）、靴ふきマット、種子帶、教材用紙粘土、プラスチック粘土、ドライフラワー等	—
3299 91 他に分類されないその他の製品（賃加工）		—

金 属 く ず

- 2211 68 鉄くず
2399 31 非鉄金属くず

く ず ・ 廃 物

- 8266 00 製造工程からでたくず・廃物

その他収入分類表(1／2)

★利子、配当、知的財産収入、財産売却収入などについては、記入しないでください。

★収入について、同一企業間などの受渡などで事業所の収入とならない場合についても、市価に換算して記入ください。

その他収入番号	その他収入の種類名	例 示
710000	農業、林業収入	<p>耕種農業(しいたけ、きのこ、もやしの生産を含む)、畜産農業、農業サービス、園芸サービス(築庭・花壇の手入れなど)、素材生産、木炭製造(購入した原料からの製造も含む)、育林、林業サービス、狩猟</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 購入した農作物を加工したものは、製造品出荷額とします。 ★ 自家栽培した農作物を、敷地内にある製造作業用の作業場で専従の常用労働者が加工したものは製造品出荷額とします。 ★ 加工の内容が、包装、洗浄、カット等の販売に伴う軽度なものである場合は製造品出荷額とはしません(購入した農作物の場合→転売収入、自家栽培した農作物の場合→農業、林業収入)。 ★ 農家と請負契約によって脱穀をした収入はここに入りますが、農家の家庭消費用として精米した収入は生活関連サービス業、娯楽業収入とします。 ★ 商業者、ホテル、レストランなどから委託を受けて、精穀、製粉など穀類の貯蔵を行った場合は製造品出荷額に記入してください。
720000	漁業収入	<p>漁業、水産養殖</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 購入した水産物を加工したものは、製造品出荷額とします。 ★ 自家採取した水産物を、敷地内にある製造作業用の作業場で専従の常用労働者が加工したものは製造品出荷額とします。 ★ 加工の内容が、包装、洗浄、前処理等の販売に伴う軽度なものである場合は製造品出荷額とはしません(購入した水産物の場合→転売収入、自家採取した水産物の場合→漁業収入)。
730000	鉱業、採石業、砂利採取業収入	<p>金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石、砂・砂利・玉石採取、窯業原料用鉱物鉱業、その他の鉱業</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 採石現場での破碎・粉碎などの製造は鉱業収入としますが、現場から移動した場所での破碎・粉碎などは製造品出荷額とします。 ただし、採取した鉱物に包装、選別、洗浄等の販売に伴う軽度な加工のみを行う場合は鉱業、採石業、砂利採取業収入とします。 ★ 碑石、墓石の彫刻や仕上げを行い小売する場合は、転売収入(卸・小売)とします。
740000	建設業収入	<p>一般土木建築、土木工事、舗装工事、建築工事、造園工事、建築リフォーム工事、大工工事、塗装工事、内装工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事など</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 自ら製造したものを用いて自ら建設・建築(工事・据付)及び保守・点検を行う場合、製造品については製造品出荷額に、建設・建築(工事・据付)の代金は建設業収入に、保守・点検の代金はサービス業収入に、それぞれ分離して記入してください。 ★ 家庭消費者向けのものは製造代金を含めてすべて建設業収入とします。 ただし、個人の注文を受けて金属製及び木製建具を製作しこれを取付けることによる収入は、転売収入(卸・小売)とします。
750000	販売電力収入	<p>電力供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 販売した電力の収入で、自家用発電の余剰電力を販売したものを含みます。
760000	ガス・熱供給・水道業収入	<p>導管によるガス供給、導管による熱供給、水道管及びその他の設備による水道供給など</p>
770000	情報通信業収入	<p>ソフトウェア作成、情報処理サービス、情報提供サービス、市場調査、インターネット附随サービス、映像・音声・文字情報作成、出版、広告作成など</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ ソフトウェアを格納したものを製造出荷した場合は製造品出荷額とします。
780000	冷蔵保管料収入	<p>冷蔵倉庫</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 他の事業所のものを冷蔵保管している場合の保管料 (常温保管は運輸業、郵便業収入とします)。
790000	運輸業、郵便業収入 (冷蔵保管料収入を除く)	<p>貨物運送、倉庫(冷蔵倉庫を除く)、こん包など</p>
800000	転売収入 (仕入商品販売収入)	<p>卸売・小売(製造小売を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 自ら製造せず、仕入れて又は受け入れてそのまま販売した商品の収入。 ★ 検査、選別、洗浄、包装、小分け、充てんなどの販売に伴う軽度な加工のみを行うものの収入も含みます。 ★ 仕入と販売については、お金のやりとりを伴わない受入、受渡を含むこととし、その場合、市価に換算して計上します(例えば同一企業間の受入、受渡)。 ★ 他の事業所(同一企業、海外子会社などを含む)から仕入れて出荷したものは転売収入とします(製造品出荷額としないでください)。 ★ 売店や自動販売機等については、主として事業所内(従業者(下請等を含む))向けの販売は含めないものとしますが、主として事業所外向けの販売は含めます。 ★ 主として事業所外向けの販売の自動販売機について、事業所で管理しているものは転売収入に、別会社の管理下にあるものは、手数料をサービス業収入とします。 ★ 不動産取引については、転売収入とせず不動産業収入とします。 ★ 製造事業所における委託生産品(他の企業の事業所に原材料を支給して製造させた商品)の卸売は、当該商品に係る製造行為を当該事業所で行わない場合であっても、製造品出荷額とします。 ★ 転売収入の価格については、事業所売渡価格とします(送料は含めない)。 (注)転売収入がある場合は、それに対応する商品の仕入額を「転売した商品の仕入額」に記入します。

その他収入分類表(2／2)

★利子、配当、知的財産収入、財産売却収入などについては、記入しないでください。

★収入について、同一企業間などの受渡などで事業所の収入とならない場合についても、市価に換算して記入ください。

その他収入番号	その他収入の種類名	例　示
810000	製造小売収入	製造小売 ★ 自ら製造した商品をその場所で消費者へ販売したものの収入で、インターネットや電話などを通じて店舗によらず販売した製造品は製造品出荷額にします。 ★ 自らの車などを用いて消費者へ販売する場合も含みます。 ★ 消費者からの注文に応じて調理し、持ち帰り又は配達を行う場合は宿泊業、飲食サービス業収入に記入してください。
820000	金融・保険業収入	貸金業、証券業、商品先物取引業、保険媒介代理など ★ 利子、配当、株の売買、先物取引、為替取引などによる収入は入りません。 ★ 金融・保険業収入としては、顧客から預かった保険料等の代金ではなく、それに伴う手数料収入等としてください。
830000	不動産業、物品賃貸業収入	建物売買、土地売買、不動産代理・仲介、不動産賃貸、駐車場、不動産管理、物品賃貸 ★ 事業所の所有する土地、建物の売却は入りません。 ★ 主として従業者(下請等を含む)から得る収入(駐車場代、建物使用料など)は入りませんが、それ以外から得る収入は不動産業収入とします。 ★ 主として従業者(下請等を含む)向けの売店などのテナントから得る収入は入りませんが、それ以外向けから得る収入は不動産業収入とします。 ★ 分譲するために自ら建物を建設し、販売した収入は建設業収入とします。
840000	学術研究、専門・技術サービス業収入	試験研究、商品検査、測量、計量証明、経営コンサルタント、広告収入、デザイン、機械設計、建築設計、プラントエンジニアリング、プラントメンテナンスなど ★ 製造品と一体化している保守・点検の代金についても、製造品と分離して学術研究、専門・技術サービス業収入に記入してください。
850000	宿泊業、飲食サービス業収入	飲食店、旅館、ホテル、下宿、持ち帰り飲食サービスなど ★ 主として従業者(下請等を含む)向けの食堂などの収入は入りませんが、主としてそれ以外向けは宿泊業、飲食サービス業収入とします。 ★ 客の注文に応じて調理し、その場での飲食、持ち帰り又は配達により飲食料品を提供する場合、宿泊業、飲食サービス業収入に記入してください。
860000	生活関連サービス業、娯楽業収入	洗濯、理容、美容、洗張・染物、衣服裁縫修理、食品加工、旅行代理、家事サービス、興業団、スポーツ施設、公園・遊技場 ★ 主として従業者(下請等を含む)向けのものの収入は入りませんが、主としてそれ以外向けのものは生活関連サービス業、娯楽業収入とします。 ★ 個人の注文によって織物などの染色をした収入はここに入りますが、業者からの委託を受けて染色を行った場合は製造品出荷額に記入してください。 ★ 個人持ちの材料で衣服の縫製・修理をした収入はここに入りますが、購入した材料又は業者から材料を支給されて縫製した場合は製造品出荷額に記入し、客の注文により店持ちの材料で縫製した場合は転売収入(卸・小売)に記入してください。 ★ 家庭消費として原料個人持ちの粉及び穀類などを貢加工した収入はここに入ますが、商業者、ホテル、レストランなどから委託を受けて、精穀、製粉など穀類の貢加工を行った場合は製造品出荷額に記入してください。
870000	教育、学習支援業収入	学校、博物館、職業・教育支援施設、教養・技能教授など ★ 主として従業者(下請等を含む)向けのものの収入は入りませんが、主としてそれ以外向けのものは教育、学習支援業収入とします。
880000	医療、福祉収入	病院、診療所、保育所、歯科技工など ★ 主として従業者(下請等を含む)向けの診療所、保育所などの収入は入りませんが、主としてそれ以外向けは医療、福祉収入とします。 ★ 歯科技工が業として特定人に対する歯科医療用の充てん物又は矯正装置の作成・修理・加工による収入はここに入りますが、歯科医の指示によらないで歯科材料を製造した場合は製造品出荷額に記入してください。
890000	修理料収入	自動車整備、機械修理、表具、家具修理など ★ 製造品(新品)の生産工程の一部として他事業所から原材料を支給されて、加工を行うものは、加工貢収入額とします。
900000	サービス業収入 (上記以外のもの)	清掃、廃棄物処理、鉄くず破碎請負、船舶解体請負、液化ガス充てん、LPG充てん、郵便切手類販売、印紙うりさばき、ビルメンテナンス、産業用施設洗浄など ★ 特許権や営業権などの知的財産収入は入りません。 ★ 廃棄物処理を行っており、それを加工処理して有価物を出荷している場合、有価物については製造品出荷額に、廃棄物処理のために受け取った収入は、サービス業収入としてください。

「商品分類表」の検索方法について



- 工業統計調査「商品分類表」は経済産業省HPにPDF形式ファイルで掲載されています。PDFの検索機能を利用して、商品の名称から6桁の製造品番号を検索することができます。
- 文中の図表は平成29年8月時点のものですので実際のHPとは若干異なる場合がございます。

① 経済産業省ホームページ（以下、HPと略す）を表示します → <http://www.meti.go.jp/>
(YahooやGoogle等の検索サイトで「経済産業省」と入力することでも検索可能です)

② 経済産業省のHPが表示されるので、上部に表示されるバーの「統計」をクリックします

③ 「統計」をクリックすると、右側に「統計」があります

④ 画面右側の「統計」をクリックします

⑤ 「統計」のトップページが表示されます

⑥ 「工業統計調査」をクリックします

⑦ 「工業統計調査」のトップページが表示されます

⑧ 下へスクロールします

⑨ 「分類関係資料」をクリックします

⑩ (2) 「商品分類表」の「平成30年商品分類表」を選択してください

⑪ 「商品分類表」のPDF形式ファイルが表示されます

⑫ ここをクリックすると左脇にツールバーが表示されます（最初からツールバーが表示されていたら次へ）

平成29年工業統計調査
商品分類表

⑬虫眼鏡のマークをクリック

⑭画面左側に検索パネルが開いたら、検索したい語句を入力します
(この例では「自動車」を検索)

⑮入力したら「検索」をクリック

⑯検索結果が表示されます

⑰表示させたい項目名をクリックします

瞬時にページが変わります

ここに「自動車」の文字があります
(反転表示)

⑲表示倍率を変えると見やすくなる場合があります

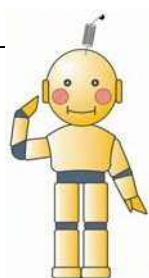
⑳「×」をクリックすると、検索パネルを閉じます

違う語句の検索は「新規検索」をクリック



お探しの商品名は見つかりました
でしょうか？お疲れ様でした。
今後とも工業統計調査にご理解を
賜りますよう、よろしくお願ひいた
します。

メモ欄







リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。